

府中市における男女共同参画のまちづくりの検討について
報告書

平成23年3月
府中市男女共同参画推進懇談会

第5期府中市男女共同参画推進懇談会は（以下、「第5期推進懇談会」という。）は、府中市長から平成21年5月21日付で、府中市における男女共同参画のまちづくりについて、次の事項を平成23年3月31日までに検討し、報告するよう求められました。ここに、報告書にまとめましたので、提出いたします。

(1) 府中市男女共同参画計画の推進について

ア DV被害者支援のための取組について

上記の諮問事項については、深刻化するDV被害者支援のために府中市が取り組むべき事柄について、主にDV被害者支援のためのワンストップサービスの実現に注力して検討・協議し、『報告書』として次のとおりまとめました。

イ 府中市男女共同参画計画推進状況評価報告書に関する第三者評価について

上記の諮問事項のうち、平成21年度の府中市男女共同参画計画推進状況評価報告書に関する第三者評価（以下、「第三者評価」という。）については、平成22年4月に中間報告いたしました。

第三者評価につきましては、毎年実施される府中市男女共同参画計画推進状況評価の中で、担当課が自己評価した事業項目のうち重点項目に掲げる項目について、項目評価、総合評価とその判定理由、改善策等の提言等をまとめ報告するものです。

引き続き、平成22年度の第三者評価について検討・協議し、『報告書』として次のとおりまとめました。

(2) 府中市女性センターの事業計画及び運営のあり方について

上記の諮問事項については、女性センターの事業計画及び運営のあり方のうち、女性センターの名称変更、講座等事業の運営等について検討・協議し、『報告書』として次のとおりまとめました。

(3) その他男女共同参画のまちづくりに必要な事柄について

上記の諮問事項については、各委員から寄せられた意見を取りまとめ、市の施

策に反映させていただくよう要望の意味をこめて『報告書』として次のとおりまとめました。

市におかれましては、次の『報告書』の内容を踏まえて、府中市の男女共同参画施策の推進について、さらにご尽力くださいますことを切に願います。

平成22年3月28日

府中市長 野 口 忠 直 様

府中市男女共同参画推進懇談会

会 長 小 西 厚 子

副会長 諸 橋 泰 樹

委 員 清 水 有 三

委 員 原 綾 子

委 員 中 里 豊 治

委 員 四 井 秀 成

委 員 江 田 廣 子

委 員 藤 田 恵 美

委 員 青 野 ま り

委 員 明 石 光 子

委 員 井 沢 サト子

委 員 中 嶋 正 樹

目 次

(1) 府中市男女共同参画計画の推進について	
ア DV被害者支援のための取組について	3
イ 府中市男女共同参画計画推進状況評価報告書に関する第三者評価について	4
(2) 府中市女性センターの事業計画及び運営のあり方について	5
(3) その他男女共同参画のまちづくりに必要な事柄について	5

D V被害者支援のための取組について 報告書

平成23年3月

府中市男女共同参画推進懇談会

はじめに

DV・配偶者からの暴力（以下「DV」という）、すなわちドメスティック・バイオレンスとは、配偶者・パートナー（事実婚や元配偶者を含む）等、親密な関係にあるものから支配的に振るわれる暴力を指します。また、恋人同士等、婚姻関係にない段階（主に大学生や高校生等の若年層）におけるDVをデートDVと呼びます。

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であること、また、DVの被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難な女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の妨げになっているとして、国は、平成13年4月13日に『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）』を制定・公布しました。その後、『配偶者暴力防止法』は、平成16年6月2日の第一次改正法の公布を経て、平成19年7月11日に第二次改正法が公布され、平成20年1月11日に施行されました。この第二次改正法では、被害者の立場に立った切れ目のない支援のため、都道府県については被害者の支援における中核として、一時保護等の実施、市町村への支援、職務関係者の研修等広域的な施策等を、市町村については身近な行政主体の窓口として、相談窓口の設置、緊急時における被害者の安全の確保、地域における継続的な自立支援等に積極的に取り組むことが望まれています。

内閣府男女共同参画局が、平成20年に実施した「男女間における暴力に関する調査」の結果によれば、配偶者から“身体的暴力”“心理的攻撃”“性的強要”のいずれかの行為を一つでも受けたことが「何度もあった」という人は、女性で10.8%、男性で2.9%となっています。府中市女性センターにおける平成21年度のDVに関する相談件数は、58件あったということで、この件数をどう見るかはともかく、市民の中にDV被害者が存在している事実は否定できないと言えます。

府中市におけるDV被害者支援対策は、既に関係部署10課の連携により推進されているとのことですが、市長より、さらに行政としてのDV被害者支援の取組を推進するための方策を協議し、報告するよう諮問をいただきました。

そこで、府中市男女共同参画推進懇談会はこの問題について、全体会議で協議して、委員から提案された内容をまとめるために起草委員会を持ち、報告書案を作成し、この案を全体会議にかけて精査・協議し報告書をまとめました。

この報告書に提案しているDV被害者支援のための諸項目を、関係部署が取り組まれて、府中市におけるDV被害者支援の施策を充実することを要望します。

I DV被害者支援のための行政の取組

行政が取り組まなければならないDV被害者に対する支援としては、DV被害者を受け入れる相談窓口の整備、緊急時における安全と保護に関する対応の整備、そして生活及び自立にいたる支援等の整備が必要と考えます。

既に、府中市においては、関係部署の連携によりDV被害者への支援対策に取り組んでいるということですが、さらに支援対策を充実させるために必要と考える諸項目について協議した対策を提案いたします。

1 DV被害者に対するワンストップサービスの実現

DV被害者に対する行政の第一段階の取組としては、被害者が必要な手続きのために市役所の複数の窓口をまわるのが現状なので、ワンストップサービスを実施するために必要な諸項目について提案します。

(1) 専門相談室の設置

DV被害者相談のための相談室を設置する必要があります。この相談室は被害者の安全・安心が不可欠なため、特別な配慮が必要です。室内は相談がしやすいよう、被害者の精神状態、状況等に考慮し、カーテンではなくドアで仕切られた個室を完備し、心安らぐ環境にするよう配慮します。

(2) DV被害者相談支援シート（仮称）の作成

DV被害者が相談に訪れた際に、相談受付のために記入する相談支援シート（仮称）の作成を提案します。この1枚のシートを記入することで、相談員や担当窓口の職員が出向き、DV被害者が求めるサービスが迅速に実施でき、また、その負担も軽減できるようなシートにします。

シートに記載する項目は、DV被害者が求めている支援が的確に分かるようにし、どのような支援を実施したか経過を記載する欄も必要です。

また、このシートはプライバシーの保護の観点から、必ず管理を慎重にし、パソコン等の媒体での使用を控え、情報管理の徹底に留意することが必要です。

(3) ワンストップサービス体制の構築

DV被害者支援のワンストップサービスの実現に伴い、体制の構築が必要です。このワンストップサービスの体制の構築のために、まず、庁内関係部署の連携体制を確立することが重要です。また、相談員には専門家を配し、専門職員の配置も必要です。さらに、都や近隣の自治体、警察、保健所、医療機関、児童相談所、学校等の関係機関とすぐ連携で

きる対応システムの構築も必要です。このような一連の連携がすぐに分かる組織概念図やチャート図等を盛り込んだ支援マニュアルを作成することを提案します。

2 DV被害者への支援対策

(1) 専門相談機関の案内

DV被害者のための専門相談機関・相談窓口が、府中市や都区市町村に設置されていることを周知する必要があります。また、緊急性がある場合は、警察（110番）に通報する手段があることも併せて周知します。

DV被害者のために相談窓口では、DV加害者から避難する方法やそのための施設、シェルター（一時避難所）等の存在、また、保護命令の手続きや、避難後の生活や子どものことなど、一連の相談を受け付け、然るべき関係機関と連携します。このような支援が存在していることについて、市民に周知することが肝要です。また、このような支援ルート（支援の動向が分かるフローチャート図や機関名等）があることが分かるもの（パンフレット等）の作成も有効です。

(2) カウンセリングの実施

DV被害者に対しては、DV被害に遭った直後のカウンセリングが重要です。カウンセリングは、専門の相談員が時間をかけて被害者の正確な情報を把握し、ケアすることが望まれます。今後の生活や就労に関することなど、きめ細かいカウンセリングが必要です。DV加害者とも面接ができるとより効果的です。また、DV被害者に子どもがいた場合、その子どもへのカウンセリングが必要になる場合もあります。

(3) 自立のための支援

DV被害者が、自立生活ができるように支援するための行政の取組が必要です。DV被害者の安全確保に配慮して、関係部署の連携のもとに、生活保護の申請、就業支援、住居の支援、医療保険や年金の手続き等の支援、また子どもの就学や保育等についての支援にも取り組む必要があります。

3 職務関係者への啓発

(1) 関係機関との連携の拡充

現在、府中市では、DV被害者を支援するために必要な関係部署10課で「DV対策連携会議」を開催して情報交換を行っているとのことで

すが、さらに連携を拡充するために、DV被害に関係する外部の連携機関である警察、医療機関、保健所、児童相談所、民生委員・児童委員等を交えた連携会議で情報交換を行い、DV被害者支援対策の充実を図ることを要望します。

(2) 連携会議の回数増加

庁内の関係部署による「DV対策連携会議」の開催回数を、少なくとも年2回以上、また、外部の連携機関との会議を少なくとも年1回開催することが望ましいと考えます。

(3) 情報交換や研修の充実

DV被害者支援に関する部署には、常時連携がスムーズにいくよう、人員や体制をフォローしておくとともに、ケースカンファレンス、情報交換会等を実施することや、研修等を充実することが望まれます。

また、庁内の職員を対象に、相談員養成のための研修を実施し、DVに関する専門的知識を持つ職員の育成も望まれます。

4 DV民間シェルターへの支援の充実

DV被害者及びその同伴家族に対して一時保護が必要な場合、民間シェルターの活用が必須です。民間シェルターは限られた資金で運営しており、増加するDV被害者の保護には多くの費用がかかるため、運営上困難を来しているという現状があります。府中市としては、民間シェルターに対し補助金を拠出していますが、更なる財政的支援を行うとともに、補助金未交付である自治体等への積極的な働きかけなど、公的支援の充実を要望します。

II DV被害者支援のための啓発・防止策

DV被害者支援の取組とともに、DV被害を防止することが必要です。

DV被害を防止するためには、DVが人権侵害の犯罪であるということを周知する啓発が必要と考えます。一番問題なのは、行っている行為がDVであると気がつかない人、受けた行為がDVと気がつかない人がいるということです。そこで、DVについて正しく理解するための啓発・防止策について、啓発の対象を「市民」と「児童・青少年」分けて検討しましたので、以下に提案します。

1 市民への啓発

(1) DV防止啓発パンフレット（仮称）の作成及び周知

DVが犯罪行為であることを、明確に分かりやすく理解できるような啓発パンフレットを作成することが必要と考えます。パンフレットの内容・体裁などについては、できれば作成委員会等を設置することを提案します。

作成委員会の構成については、市の関係部署の担当職員や学識経験者、DV相談員等以外に市民委員を公募して、市民目線でわかりやすい内容にする必要があると考えます。

パンフレットを作成したら、これを市民に周知するための工夫が重要です。出来上がったパンフレットは、市役所、市の公共施設はもとより、学校、銀行、郵便局、駅、デパート、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、病院、保健所等、市民が立ち寄り、それらが目につくようなあらゆる場所に配布を要請して、DVに関する知識やDVからの救済情報を知らせることを要望します。

また、市のホームページ等のメディアを使うことも良いと思います。

「DV防止法」があることを知らない人も多いと思われ（実態調査が必要）、かつ、行政はそれに対処する努力義務があること等、市民が知っておくべき大事な保護法であることもPRすべきであると考えます。

(2) 広報ふちゅう等の活用

DV防止啓発の媒体として、広報ふちゅう、府中市ホームページ、わたしの便利帳、またケーブルテレビの市の広報番組やスポット広告などを活用して、啓発活動をする 것을提案します。

ケーブルテレビにDVの理解を深めるような番組作りを要請し、放映することを提案します。ケーブルテレビの場合は、近隣他自治体と連携をとることも良いと考えます。

(3) 商工会議所や地元企業等、自治会・町内会等との連携による啓発

市内で働く人たちや自治会・町内会を通して、市民にDVに関する知識と理解を周知してもらい働きかけを行うことが重要です。

商工会議所や自治会・町内会等でDVに関するセミナーを開催することや、DV啓発パンフレットの配布に協力を要請することを提案します。

(4) 家庭における啓発

家庭において、両親のDVは子どもに悪影響を及ぼすこと、また子どもが暴力的な行動を身につけないように育てるなど、子育ての場においてもDV防止の啓発が必要です。

こうした家庭づくりを促進するために、家庭教育学級や子育て支援講

座等の場で、家庭におけるDV防止の啓発をすることを要望します。

(5) 児童虐待防止のための啓発

DVの裏には児童虐待が潜んでいることを啓発する必要があります。

上記の家庭・子育ての場における啓発に、この児童虐待についても触れることを提案します。

(6) DV加害者に対する啓発

DV防止の啓発の対象に、DV加害者も入れる必要があります。

DVになる暴力とは何か、加害者側に圧倒的に多い男性が振るう身体的・精神的・経済的暴力が、社会的に構築された女性蔑視に根差すものであることを自覚させること、暴力は犯罪であると認識させること、暴力を振るう感情やストレスを他者や弱者に向けても、暴力によって何も解決しないことを自覚させることが大切です。

また、暴力を振るわないためのマインドマネジメントやコントロール等を、若年層から成人、高齢者に至るまでの幅広い男性に向けて、DV予防啓発講座を開催する必要があります。さらに、DV加害者の男性たちに対するカウンセリングやケアも必要です。

2 児童・青少年への啓発

(1) 学校教育における啓発

DVの防止については、教育が効果を上げる手段とされています。

小学校及び中学校における総合学習や性教育等の学習時間に、DVについて理解させる教育をすることを提案します。その場合、デートDVについてもふれることを提案します。

わが国にDV被害者が存在する根底には、男女共同（平等）参画社会の実現が未だなされていないという事実があり、21世紀のわが国の最大の課題とされています。未来を担う児童・青少年に対する男女平等教育の推進に期待しています。

(2) デートDVについての啓発

デートDVは、DVと並んで最近注目されているDV被害の一つで、主に婚姻関係にない男女間で起こるとされています。被害者及び加害者がデートDVであることを自覚でき、対処できるような内容を取り入れたデートDVについての啓発をすることが必要です。

デートDVについては、学校教育の場でも学習させることが必要ですが、デートDVについての啓発には、若者向けのパンフレットを作成し

て、啓発することを提案します。

おわりに

以上、DV被害者支援のための行政の取組について必要な事柄を提案してまいりました。

この報告書は、平成20年1月11日に国が施行した『配偶者暴力防止法』において、市町村には努力義務とされている配偶者暴力に関する「基本計画」に指針としてあげられている諸事項を精査・検討して作成いたしました。そこで、この「報告書」の諸提案に基づき、府中市におけるDV被害者支援に取り組んでいただければ、施策の推進をはかることができると考えます。ただし、将来的に府中市におけるDV被害者が増加する等の深刻な事態になった場合には、その実態を踏まえて、この施策をさらに充実させるために「基本計画」を策定する必要があることを提起させていただきます。

最後に、この「報告書」の提案を踏まえて、ひとりでも多くのDV被害者が救済されるよう、また、DVの根絶と真の男女共同（平等）参画社会の実現に向けて、行政が率先して尽力されることを期待します。

府中市男女共同参画計画推進状況評価報告書

平成20年度・平成21年度実績 及び 平成22年度計画

第三者評価について

平成23年3月

府中市男女共同参画計画推進懇談会

はじめに

第5期推進懇談会は、平成22年4月23日に中間報告として、平成21年度の「府中市男女共同参画計画推進状況評価報告書」（以下、「推進状況評価報告書」という。）について、男女共同参画推進のための重点項目として第三者評価が必要と認めて抽出した事業項目に対して検討・協議した第三者評価をまとめて、市長に報告いたしました。

これに続いて、平成22年度の「推進状況評価報告書」について、重点項目として抽出した事業項目に対して検討・協議してまとめた第三者評価を、ここに報告いたします。

推進懇談会による第三者評価は、事業担当課の評価欄（推進状況評価報告書の上段に記載されている。）を資料として評価し、「項目評価」「総合評価」と「総合評価の判定理由」及び第三者評価の過程で推進懇談会委員から提起された「改善策等の提言」を、第三者評価欄（推進状況報告書の下段に記載されている。）に記載しています。

この第三者評価の過程では、平成21年度の「推進状況評価報告書」に記載した「改善策等の提言」について、すなわち、前年度の提言が次年度の事業施策に活かされたかどうか第三者評価の評価基準にしています。しかし、事業項目担当課の中には、これを活かして事業に取り組んでいないものがあり、活かせなかった場合は、その理由説明を記載することを要望します。

また、「推進状況評価報告書」の記入欄にある「数値目標」については、事業項目によっては数値化できないものもあるので、次年度からは、「目標または数値目標」として、事業目標を文章で記載されることを提案します。

各事業担当課におかれましては、次年度の事業に取り組むにあたり、推進懇談会による第三者評価を活かして、改善すべきは改善して、府中市における男女共同参画のまちづくりのための施策を推進・実施されることを要望します。

目 次

001	審議会等委員の男女構成比をそれぞれ30%以上に促進（全庁・政策課）	2
002	すべての審議会等へ女性委員を登用するように促進（全庁・政策課）	4
004	市民の自主的学習活動の援助（市民活動支援課）	6
010	コミュニティ活動等への参加促進（市民活動支援課）	8
018	地域安全リーダーの育成（地域安全対策課）	10
019	男女双方の視点を取り入れた防災対策の推進（防災課）	12
021	女性職員の参画意識の向上（全庁・職員課・市民活動支援課）	14
028-①	啓発活動の充実（住宅勤労課）	16
028-②	啓発活動の充実（市民活動支援課）	18
032	一時保育の拡充（子育て支援課）	20
036	低年齢児保育の充実（保育課）	22
058	暴力を防ぐための意識啓発（市民活動支援課）	24
068-①	母子の健康増進（市民活動支援課）	26
068-②	母子の健康増進（市民活動支援課・健康推進課）	28
069	健康診査事業の充実（健康推進課）	30
077	学校教育の中での知識の提供・啓発（指導室）	32
083-①	女性自身に関する相談の充実（広報課）	34
083-②	女性自身に関する相談の充実（市民活動支援課）	36
083-③	女性自身に関する相談の充実（子育て支援課）	38
085-①	子どもに関する相談の充実（健康推進課）	40
085-②	子どもに関する相談の充実（子育て支援課）	42
085-③	子どもに関する相談の充実（保育課）	44
085-④	子どもに関する相談の充実（児童青少年課）	46
085-⑤	子どもに関する相談の充実（指導室）	48
086	福祉総合相談（高齢者支援課）	50
088	男女平等教育の推進（指導室）	52
093	学習・啓発講座の実施（市民活動支援課）	54
095	雇用主・労働者双方への働きかけ（住宅勤労課）	56

あらゆる分野における男女共同参画

(1) 社会・地域における男女共同参画

① 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

事業項目	20年度の取組と実績 (a)	21年度の取組と実績 (a)
審議会等委員の男女構成比をそれぞれ30%以上に促進 (001)	「附属機関等の委員の選任に関する基準」とおり、附属機関等の委員の選任に際しては、男女構成比がそれぞれ30%以上となるよう努めた。なお、20年度に設置されていた附属機関等の委員の男女構成比については、別表のとおり。	「附属機関等の委員の選任に関する基準」とおり、附属機関等の委員の選任に際しては、男女構成比がそれぞれ30%以上となるよう努めた。なお、21年度に設置されていた附属機関等の委員の男女構成比については、別表のとおり。

府中市男女共同参画推進懇談会による第三者評価（項目評価及び総合評価）

項目評価基準	評価	項目評価基準
(a) 立てられた計画に基づき、着実に実行しているか	3	5…達成されている 【100%】 4…ほぼ達成されている 【80～99%】
(b) 担当課の自己評価は適切に行えているか	3	3…概ね達成されている 【60～79%】 2…達成半ばである 【40～59%】
(c) 課題に即した改善策（次年度計画）が立てられているか	3	1…不十分である 【～39%】
(d) 適切な数値目標が提示されているか	3	

担当課評価基準

- 5…予定より大きな成果が出ている
4…予定よりやや大きな成果が出ている
3…予定した成果が出ている【基準=100%の達成率】
2…予定した成果があまり出していない
1…予定した成果が出ていない

担当課評価 (b)	評価の内容と今後の課題 (b)	22年度計画 (c)	数値目標 (d)	担当課
3	総合計画後期基本計画における目標値「40%」には届かなかったが、「30%」を越え、着実に女性委員の採用が進んでいる。今後も男女構成比の均等化を進める必要がある。	「附属機関等の委員の選任に関する基準」に基づき、男女構成比の均等化を進める。団体等へ推薦を依頼する際には、女性委員を出すよう働きかけを行う。	最終的な目標値は男女構成比率50%だが、それに向けてまずは40%を目標として取り組む。	全庁政策課

総合評価	総合評価の判定理由	総合評価基準
C	21年度の数値目標が辛うじてクリアできたことは、評価しますが、女性委員が31.8%という数値は決して高いものではないので、この評価にしました。	A…施策は非常に良好に進展している B…施策は良好に進展している C…現状維持 D…施策がやや後退している E…施策が後退している
改善策等の提言		
<p>この事業は、府中市における男女共同参画の推進状況の指標になるものです。21年度の47審議会・協議会等で女性委員が0の委員会が2機関、女性委員の割合が30%以下が18機関あります。全体平均で辛うじて30%を超えたとしても充分とはいえない男女共同参画の現状といえます。女性委員の構成率の低い審議会・協議会等を30%を目標にして、女性委員を登用することを提言します。今年度の事業計画に基づいて、女性委員の参画に一層努力して、総合計画後期基本計画の目標値「40%」を目指すことを期待します。</p>		

I あらゆる分野における男女共同参画

(1) 社会・地域における男女共同参画

① 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

事業項目	20年度の取組と実績 (a)	21年度の取組と実績 (a)
すべての審議会等へ女性委員を登用するように促進 (002)	すべての附属機関等に男女両方の委員を登用するよう努め、全48機関のうち43機関で達成した。(89.6%)	すべての附属機関等に男女両方の委員を登用するよう努め、全47機関のうち45機関で達成した。(95.7%)

府中市男女共同参画推進懇談会による第三者評価（項目評価及び総合評価）

項目評価基準	評価	項目評価基準
(a) 立てられた計画に基づき、着実に実行しているか	4	5…達成されている 【100%】
(b) 担当課の自己評価は適切に行えているか	3	4…ほぼ達成されている 【80～99%】
(c) 課題に即した改善策（次年度計画）が立てられているか	3	3…概ね達成されている 【60～79%】
(d) 適切な数値目標が提示されているか	4	2…達成半ばである 【40～59%】
		1…不十分である 【～39%】

担当課評価基準

- 5…予定より大きな成果が出ている
 4…予定よりやや大きな成果が出ている
 3…予定した成果が出ている【基準=100%の達成率】
 2…予定した成果があまり出していない
 1…予定した成果が出していない

担当課評価 (b)	評価の内容と今後の課題 (b)	22年度計画 (c)	数値目標 (d)	担当課
3	特定の分野の附属機関等は女性委員を登用することができない状態ではあるが、今後も新規機関が増えていく中で、女性委員の登用を働きかけていく。	「附属機関等の委員の選任に関する基準」に基づき、男女構成比の均等化を進める。団体等へ推薦を依頼する際には、女性委員を出すよう働きかけを行う。	当面の目標として、男女両方を含む附属機関等を90%以上とする。	全庁政策課

総合評価	総合評価の判定理由	総合評価基準
B	21年度は、前年度の女性委員0の附属機関5機関を、2機関にできたことで、この評価にしました。	A…施策は非常に良好に進展している B…施策は良好に進展している C…現状維持 D…施策がやや後退している E…施策が後退している
改善策等の提言		
この事業については、前年度の第三者評価の提言を活かされて附属機関への女性委員の登用に取組まれたことを評価します。女性委員0の2機関は、専門的知識を持つ女性が見つからなかったと理解します。今後とも、目標値90%以上を100%に近づけるように努力することを要望します。		

I あらゆる分野における男女共同参画

(1) 社会・地域における男女共同参画

② 女性の人材育成と活動支援

事業項目	20年度の取組と実績 (a)	21年度の取組と実績 (a)
市民の自主的学習活動の援助 (004)	<p>女性センターの施設を登録団体に無料で利用可能としている (20年度登録団体数136団体)。</p> <p>第22回男女共同参画推進フォーラムを開催し、333人の参加があった。</p> <p>男女共同参画市民企画講座事業において、6企画の応募があり、3企画を実施した。</p> <p>子育て世代の市民が主催講座に参加しやすいように、託児事業を継続し、実施した。</p>	<p>女性センターの施設を登録団体に無料で利用可能としている (21年度登録団体数130団体)。</p> <p>第23回男女共同参画推進フォーラムを開催し、652人の参加があった。</p> <p>男女共同参画市民企画講座事業において、3企画の応募があり、2企画を実施した。</p> <p>子育て世代の市民が主催講座に参加しやすいように、託児事業を継続し、実施した。</p>

府中市男女共同参画推進懇談会による第三者評価 (項目評価及び総合評価)

項目評価基準	評価	項目評価基準
(a) 立てられた計画に基づき、着実に実行しているか	4	5…達成されている 【100%】
(b) 担当課の自己評価は適切に行えているか	4	4…ほぼ達成されている 【80~99%】
(c) 課題に即した改善策 (次年度計画) が立てられているか	3	3…概ね達成されている 【60~79%】
(d) 適切な数値目標が提示されているか	4	2…達成半ばである 【40~59%】
		1…不十分である 【~39%】

担当課評価基準

- 5…予定より大きな成果が出ている
 4…予定よりやや大きな成果が出ている
 3…予定した成果が出ている【基準=100%の達成率】
 2…予定した成果があまり出ていない
 1…予定した成果が出ていない

担当課評価 (b)	評価の内容と今後の課題 (b)	22年度計画 (c)	数値目標 (d)	担当課
3	<p>登録団体数は減少しているものの、女性センターへの団体登録として妥当な登録を精査できたと捉えている。今後は、既存の団体を含め、女性センターの登録団体とする基準の確認を行い、女性センターの趣旨に則した団体の登録とそれに向けた支援に取り組む。</p>	<p>女性センター登録団体が、女性問題について関心を持つという、登録団体の趣旨に沿った形で自主活動を行えるよう、支援に取り組む。</p> <p>また、女性センターの登録団体とする基準を確認し、女性センターと文化センター等の違いを市民に周知する。</p>	<p>女性センターは、女性問題に関わる団体の活動拠点である。よって、単に登録団体数を増やすことを目的とせず、女性問題に関わる団体の増加に努めたい。</p> <p>また、今後は学習時間が取れない等、ゆとりをがけない方への支援を検討する。</p>	市民活動支援課

総合評価	総合評価の判定理由	総合評価基準
B	<p>女性センターの登録団体及び市民参加の主要事業への参加者数の増加、登録団体数の減少については妥当な登録精査を行っている結果ということ、男女共同参画推進のための市民活動を援助していることで、この評価にしました。</p>	<p>A…施策は非常に良好に進展している</p> <p>B…施策は良好に進展している</p> <p>C…現状維持</p> <p>D…施策がやや後退している</p> <p>E…施策が後退している</p>
改善策等の提言		
<p>男女共同参画推進の拠点としての女性センターにおける市民の自主的学習活動を援助するこの事業は、重要なものと考えます。21年度の男女共同参画市民企画講座に応募した3企画のうち2企画が実施されたとのことですが、市民活動を支援するためにそれなりの予算がつくよう配慮することを要望します。また、学習時間が取れない等の市民への支援についても前向きに検討してください。</p>		

I あらゆる分野における男女共同参画

(1) 社会・地域における男女共同参画

③ 地域活動における男女共同参画の推進

事業項目	20年度の取組と実績 (a)	21年度の取組と実績 (a)
コミュニティ活動等への参加促進 (010)	文化センター圏域コミュニティ協議会委託事業を通して、地域の各種団体等の方々と年代を超えた交流とふれあいの場を広げ、コミュニティ活動を積極的に展開した。 実施回数 4,968 回、延べ参加者数 351,109 人	文化センター圏域コミュニティ協議会委託事業を通して、地域の各種団体等の方々と年代を超えた交流とふれあいの場を広げ、コミュニティ活動を積極的に展開した。 実施回数 5,088 回、延べ参加者数 353,695 人

府中市男女共同参画推進懇談会による第三者評価（項目評価及び総合評価）

項目評価基準	評価	項目評価基準
(a) 立てられた計画に基づき、着実に実行しているか	4	5…達成されている 【100%】
(b) 担当課の自己評価は適切に行えているか	4	4…ほぼ達成されている 【80～99%】
(c) 課題に即した改善策（次年度計画）が立てられているか	2	3…概ね達成されている 【60～79%】
(d) 適切な数値目標が提示されているか	3	2…達成半ばである 【40～59%】
		1…不十分である 【～39%】

担当課評価基準

- 5…予定より大きな成果が出ている
 4…予定よりやや大きな成果が出ている
 3…予定した成果が出ている【基準=100%の達成率】
 2…予定した成果があまり出していない
 1…予定した成果が出ていない

担当課評価 (b)	評価の内容と今後の課題 (b)	22年度計画 (c)	数値目標 (d)	担当課
3	参加者数は天候に左右される面があるが、すべての文化センター圏域で地域の特色を踏まえた数多くの事業を実施し、性別を問わず幅広い世代で多数の参加者を得た。	文化センター圏域コミュニティ協議会委託事業を通して、地域の各種団体等の方々と年代を超えた交流とふれあいの場を広げ、コミュニティ活動を積極的に展開する。	事業実施回数 5,000 回 参加者数 355,000 人	市民活動支援課

総合評価	総合評価の判定理由	総合評価基準
C	文化センター圏域コミュニティ協議会委託事業として、前年度より実施回数も延べ参加者数も増加して、性別を問わず幅広い世代の多数の参加者を得たということから、この評価にしました。	A…施策は非常に良好に進展している B…施策は良好に進展している C…現状維持 D…施策がやや後退している E…施策が後退している
改善策等の提言		
<p>前年度のこの事業に対する提言が取り入れられていませんので、再び提案いたします。</p> <p>文化センター圏域コミュニティ協議会及びコミュニティ活動は、男女市民の参加・参画の場であり、市の男女共同参画の推進につながります。この事業の参加者数だけでは、女性市民の参加数は把握できませんが、事業を実施するコミュニティ協議会の男女構成比や各種団体の女性の参画については、概数を出すことができるのではないかと考えます。地域活動における男女共同参画の推進状況が把握できるような説明をお願いします。</p>		

I あらゆる分野における男女共同参画

(1) 社会・地域における男女共同参画

④ 安全・防災対策の推進

事業項目	20年度の取組と実績 (a)	21年度の取組と実績 (a)
地域安全リーダーの育成 (018)	過去に実施した地域安全リーダー講習会の修了者を一同に集め、「地域安全リーダーのつどい」を開催した。 10月11日(土)参加者71名 (女性7名、男性64名)	地域安全リーダー講習会を開催した。 開催日：平成21年6月21日(土) 参加者数：38名(女性5名、男性33名)

府中市男女共同参画推進懇談会による第三者評価(項目評価及び総合評価)

項目評価基準	評価	項目評価基準
(a) 立てられた計画に基づき、着実に実行しているか	2	5…達成されている 【100%】 4…ほぼ達成されている 【80～99%】
(b) 担当課の自己評価は適切に行えているか	2	3…概ね達成されている 【60～79%】 2…達成半ばである 【40～59%】
(c) 課題に即した改善策(次年度計画)が立てられているか	1	1…不十分である 【～39%】
(d) 適切な数値目標が提示されているか	1	

担当課評価基準

- 5…予定より大きな成果が出ている
4…予定よりやや大きな成果が出ている
3…予定した成果が出ている【基準=100%の達成率】
2…予定した成果があまり出していない
1…予定した成果が出していない

担当課評価 (b)	評価の内容と今後の課題 (b)	22年度計画 (c)	数値目標 (d)	担当課
1	女性の参加者数が全体の15%にも満たないため、評価を1とした。今後は団体への参加の呼びかけを幅広く行いたい。	平成23年2月に地域安全リーダー講習会を実施予定。	女性の参加者数30%	地域安全対策課

総合評価	総合評価の判定理由	総合評価基準
D	市民の生死に関わる安全・防災対策のための地域安全リーダー講習会が、年に1度しか開催していないにも関わらず参加者数が少なすぎることで、さらに、女性の参加者数が15%にも達していないことで、この評価にしました。	A…施策は非常に良好に進展している B…施策は良好に進展している C…現状維持 D…施策がやや後退している E…施策が後退している
改善策等の提言		
<p>市民の生命と財産を守る安全・防災対策のための地域安全リーダー講習会は、大変重要な事業であると考えます。安全・防災対策を推進する上で、男女を問わず地域安全を担うための講習を受ける必要があり、男女同数の地域安全リーダーを育成することが必須です。</p> <p>安全・防災対策の推進のために、女性の参加者数の増加とともに、この講習会の開催をより多くの市民に周知し、多数の地域安全リーダーを養成することを要望します。</p>		

I あらゆる分野における男女共同参画

(1) 社会・地域における男女共同参画

④ 安全・防災対策の推進

事業項目	20年度の実績と取組 (a)	21年度の実績と取組 (a)
男女双方の視点を取り入れた防災対策の推進 (019)	総合防災訓練において、男女双方の住民の参加を得て、避難所運営訓練を実施し、避難所のあり方を考えた。	総合防災訓練において、住民主体をなる避難所運営訓練を実施したが、会場が小学校で、主体となって運営したのが小学校の保護者組織だったため、子供主体の訓練になってしまい、男女双方の視点における避難所のあり方や備蓄計画を立てるまで至らなかった。

府中市男女共同参画推進懇談会による第三者評価（項目評価及び総合評価）

項目評価基準	評価
(a) 立てられた計画に基づき、着実に実行しているか	3
(b) 担当課の自己評価は適切に行えているか	3
(c) 課題に即した改善策（次年度計画）が立てられているか	2
(d) 適切な数値目標が提示されているか	2

項目評価基準	評価
5…達成されている	【100%】
4…ほぼ達成されている	【80～99%】
3…概ね達成されている	【60～79%】
2…達成半ばである	【40～59%】
1…不十分である	【～39%】

担当課評価基準

5…予定より大きな成果が出ている	4…予定よりやや大きな成果が出ている
3…予定した成果が出ている【基準=100%の達成率】	1…予定した成果が出ていない
2…予定した成果があまり出ていない	

担当課評価 (b)	評価の内容と今後の課題 (b)	22年度計画 (c)	数値目標 (d)	担当課
2	市と保護者組織双方の考える避難所運営訓練の相違があった為、計画通りには進まなかった。今後さらに訓練等を重ねて、防災マニュアルを策定していく上で反映させられるようにする。	今年度の総合防災訓練は、昨年度地域防災スクールモデル事業を行った学校での訓練であるため、昨年訓練を踏まえた訓練を実施し、男女双方の視点からの避難所運営や諸計画を立て、防災マニュアル等に反映させていく。	総合防災訓練 1回	防災課

総合評価	総合評価の判定理由
C	21年度の総合防災訓練が小学校の保護者組織に運営を委ねたことにより子供主体の訓練になり、事業目的である「男女双方の視点を取り入れた防災対策の推進」が達成されなかったということで、この評価にしました。
改善策等の提言	
この事業の目的については、年1回の総合防災訓練の実施のみで達成されるものではないと考えます。地域住民が参加して行われる自治会等の防災訓練や学校における防災訓練において、火事や地震等の体験学習や災害に備えて必要な備蓄品の知識等、市民自身が自主的に防災対策を身に付けられるように指導してほしいと思います。防災訓練の実施やその内容等については、きめ細かく市民に周知、啓発する努力が必要であり、そのためにも、22年度の計画に記載されている男女双方の視点を取り入れた実効性のある防災マニュアル等の策定を期待します。	

総合評価基準
A…施策は非常に良好に進展している
B…施策は良好に進展している
C…現状維持
D…施策がやや後退している
E…施策が後退している

I あらゆる分野における男女共同参画

(1) 社会・地域における男女共同参画

⑤ 市職員の男女共同参画の推進

事業項目	20年度の取組と実績 (a)	21年度の取組と実績 (a)
女性職員の参画意識の向上 (021)	若年時から責任のある仕事を担当させることにより、政策・方針決定の場への女性職員の参画を推進した。また、女性職員の昇任試験受験率が向上するよう、所属長からも積極的に受験の奨励に努めた。	若年時から責任のある仕事を担当させることにより、政策・方針決定の場への女性職員の参画を推進した。また、女性職員の昇任試験受験率が向上するよう、所属長からも積極的に受験の奨励に努めた。

府中市男女共同参画推進懇談会による第三者評価（項目評価及び総合評価）

項目評価基準	評価	項目評価基準
(a) 立てられた計画に基づき、着実に実行しているか	3	5…達成されている 【100%】 4…ほぼ達成されている 【80～99%】 3…概ね達成されている 【60～79%】 2…達成半ばである 【40～59%】 1…不十分である 【～39%】
(b) 担当課の自己評価は適切に行えているか	3	
(c) 課題に即した改善策（次年度計画）が立てられているか	3	
(d) 適切な数値目標が提示されているか	2	

担当課評価基準

- 5…予定より大きな成果が出ている
4…予定よりやや大きな成果が出ている
3…予定した成果が出ている【基準=100%の達成率】
2…予定した成果があまり出ていない
1…予定した成果が出ていない

担当課評価 (b)	評価の内容と今後の課題 (b)	22年度計画 (c)	数値目標 (d)	担当課
3	女性職員に若年時から責任のある仕事を担当させ、政策・方針決定の場への参画の推進により、昇任の意識づけを図った。今後も引き続き取り組んでいきたい。	政策・方針決定の場への女性の参画を推進するため、女性職員に対する昇任試験受験奨励を継続する。	女性職員の昇任試験受験が参画意識の推進となるよう、受験率向上を目指したいが、年度によって受験対象者数も変動するため、数値での目標提示はできない。	全庁市民活動支援課職員課

総合評価	総合評価の判定理由	総合評価基準
D	事業の取組が前年度と同じで、女性職員の参画、昇任試験への受験を奨励したとのことですが、受験者数やその結果について記載されていないので、この評価にしました。	A…施策は非常に良好に進展している B…施策は良好に進展している C…現状維持 D…施策がやや後退している E…施策が後退している
改善策等の提言		
<p>前年度の提言にあるように、市の男女共同参画施策の推進のためには、全職員における男女共同参画を推進する必要があります。その目標は、管理職に占める女性職員の構成比を上げることです。</p> <p>この事業が、「女性職員の参画意識の向上」とあるので、「昇任の意識づけを図った」ことで実績としているが、その結果がどうなったかが、評価の基準になると考えます。昇任試験への、女性受験者が少ない場合には、なぜ女性職員が受験しないのかを検討し、その対策を練る必要があります。</p> <p>また、数値目標についても、提言しましたように、管理職に占める男女比の現状から割り出した目標を数値化するか、東京都や他市の管理職に占める女性職員の割合を目標にして数値化することを、再度、提案いたします。</p>		

I あらゆる分野における男女共同参画

(2) 働く場における男女共同参画

② 労働環境の整備

事業項目	20年度の取組と実績 (a)	21年度の取組と実績 (a)
啓発活動の充実 (028)－①	男女が対等で働きやすい環境をつくるための制度等は、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法等、それぞれの法律に基づき定められている。改正された男女雇用機会均等法のポイントとともに、育児・介護休業法の概要についてのパンフレットを配布し啓発に努めた。	男女が対等で働きやすい環境をつくるための制度等は、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法等、それぞれの法律に基づき定められている。改正された男女雇用機会均等法のポイントとともに、育児・介護休業法の概要についてのパンフレットを配布し啓発に努めた。

府中市男女共同参画推進懇談会による第三者評価（項目評価及び総合評価）

項目評価基準	評価	項目評価基準
(a) 立てられた計画に基づき、着実に実行しているか	4	5…達成されている 【100%】
(b) 担当課の自己評価は適切に行えているか	4	4…ほぼ達成されている 【80～99%】
(c) 課題に即した改善策（次年度計画）が立てられているか	4	3…概ね達成されている 【60～79%】
(d) 適切な数値目標が提示されているか	4	2…達成半ばである 【40～59%】
		1…不十分である 【～39%】

担当課評価基準

- 5…予定より大きな成果が出ている
 4…予定よりやや大きな成果が出ている
 3…予定した成果が出ている【基準=100%の達成率】
 2…予定した成果があまり出していない
 1…予定した成果が出ていない

担当課 評価 (b)	評価の内容と今後の課題 (b)	22年度計画 (c)	数値目標 (d)	担当課
3	男女雇用機会均等法、労働基準法等の働き続けるための制度があまり活用されていないので、制度について周知するため、各種パンフレットの配布により、積極的に啓発活動を行った。	男女が対等で働きやすい環境をつくるため、男女雇用機会均等法や職場における育児・介護休業法に基づき定められている。仕事と子育てなど家庭生活が両立できる雇用環境を実現する参考資料として、パンフレット等を配布し啓発に努める。	今後も、周知等を積極的に行って、市民の方々や事業所に幅広く活用されるよう啓発する。	住宅勤務課

総合評価	総合評価の判定理由	総合評価基準
B	男女が対等・平等に働きやすい環境をつくるための制度について、改正男女雇用機会均等法のポイント及び育児・介護休業法の概要のパンフレットを配布して、市民への普及啓発に努めたことから、この評価にしました。	A…施策は非常に良好に進展している B…施策は良好に進展している C…現状維持 D…施策がやや後退している E…施策が後退している
改善策等の提言		
男女が平等に働きやすい環境をつくるためには、法律制度の説明パンフレットだけでなく、国や都等が実施している中小企業への各種助成金制度のパンフレット等を配布することも重要であると考えます。		

I あらゆる分野における男女共同参画

(2) 働く場における男女共同参画

② 労働環境の整備

事業項目	20年度の取組と実績 (a)	21年度の取組と実績 (a)
啓発活動の充実 (028)－②	<p>第4次計画から新たに盛り込まれた事業である。</p> <p>仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の普及啓発のための講演会を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画週間記念講演会 1回 ・男女共同参画職員研修 1回 <p>また、市民にワーク・ライフ・バランスを啓発するにあたり、市が率先してワーク・ライフ・バランスを推進するために、職員を対象としたワーク・ライフ・バランス啓発パンフレットを作成した。</p>	<p>第4次計画から新たに盛り込まれた事業である。</p> <p>仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の普及啓発のための講演会を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画週間記念講演会 1回 ・男女共同参画職員研修 1回

府中市男女共同参画推進懇談会による第三者評価 (項目評価及び総合評価)

項目評価基準	評価	項目評価基準
(a) 立てられた計画に基づき、着実に実行しているか	4	5…達成されている 【100%】
(b) 担当課の自己評価は適切に行えているか	4	4…ほぼ達成されている 【80～99%】
(c) 課題に即した改善策(次年度計画)が立てられているか	4	3…概ね達成されている 【60～79%】
(d) 適切な数値目標が提示されているか	4	2…達成半ばである 【40～59%】
		1…不十分である 【～39%】

担当課評価基準

- 5…予定より大きな成果が出ている
 4…予定よりやや大きな成果が出ている
 3…予定した成果が出ている【基準=100%の達成率】
 2…予定した成果があまり出していない
 1…予定した成果が出していない

担当課 評価 (b)	評価の内容と今後の課題 (b)	22年度計画 (c)	数値目標 (d)	担当課
3	ワーク・ライフ・バランスの基本概念と取り組み方を講演会や、研修を通じて啓発できた。今後も正しい知識と高い意識を醸成するため、さらなる普及に努める。	ワーク・ライフ・バランスの実現のため、さらなる意識改革、職場環境の醸成に努める。 22年度は5年に1度の職員意識調査を実施し、ワーク・ライフ・バランス等に関する職員の意識を調査する。	啓発事業年間1回以上開催。	市民活動支援課

総合評価	総合評価の判定理由	総合評価基準
B	男女が平等で働きやすい環境をつくるために必要とされるワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の普及啓発のために、市民への講演会に加え、市職員への研修・講演会を開催したことで、この評価にしました。	A…施策は非常に良好に進展している B…施策は良好に進展している C…現状維持 D…施策がやや後退している E…施策が後退している
改善策等の提言		
ワーク・ライフ・バランスの推進には、地道な意識改革・職場環境の整備が必要です。このためには、国・都や労使団体等と連携して取組んでいくことが重要です。今後もこの啓発事業の充実・推進に取り組まれることを期待します。		

I あらゆる分野における男女共同参画

(3) 家庭との両立支援

① 子育て支援の充実

事業項目	20年度の取組と実績 (a)	21年度の取組と実績 (a)
一時保育の拡充 (032)	<p>育児疲れや出産・病気、そして断続的な就労により、子どもの養育が一時的に困難な家庭に対して、子どもを預かり、多様な保育ニーズに応えた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立保育園…10 か所 ・公立保育所…1 か所 ・利用人数…17,035 人 	<p>母親の出産や保護者の病気、育児疲れ、そして断続的な就労により、子どもの養育が一時的に困難な家庭に対して、子どもを預かり、保護者の多様な保育ニーズに応えた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立保育園…12 か所 ・公立保育所…1 か所 ・認証保育所等…5 か所 ・利用人数…20,266 人

府中市男女共同参画推進懇談会による第三者評価（項目評価及び総合評価）

項目評価基準	評価	項目評価基準
(a) 立てられた計画に基づき、着実に実行しているか	4	5…達成されている 【100%】
(b) 担当課の自己評価は適切に行えているか	5	4…ほぼ達成されている 【80～99%】
(c) 課題に即した改善策（次年度計画）が立てられているか	4	3…概ね達成されている 【60～79%】
(d) 適切な数値目標が提示されているか	4	2…達成半ばである 【40～59%】
		1…不十分である 【～39%】

担当課評価基準

- 5…予定より大きな成果が出ている
 4…予定よりやや大きな成果が出ている
 3…予定した成果が出ている【基準=100%の達成率】
 2…予定した成果があまり出していない
 1…予定した成果が出していない

担当課評価 (b)	評価の内容と今後の課題 (b)	22年度計画 (c)	数値目標 (d)	担当課
4	新たに、認可保育所2か所、認証保育所4か所、保育室1か所で一時保育を実施し、3,231人増となりました。	年々増加している一時保育ですが、保護者の断続的な就労により一時保育を利用する場合、経済的負担軽減のため補助金を出し保護者の負担軽減を図る。	一時保育実施か所数 <ul style="list-style-type: none"> ・私立保育園…12 か所 ・公立保育所…1 か所 ・認証保育所等…9 か所 	子育て支援課

総合評価	総合評価の判定理由	総合評価基準
B	21年度のこの事業は、前年度の11か所から18か所において一時保育を実施し、多数の幼児を受け入れて保護者の多様なニーズに応えたこと等により、この評価にしました。	A…施策は非常に良好に進展している B…施策は良好に進展している C…現状維持 D…施策がやや後退している E…施策が後退している
改善策等の提言		
<p>一時保育の拡充が順調になされていることは、子育て中の一時保育希望保護者にとって歓迎されていることと思います。次年度の計画に補助金による利用保護者への負担軽減を図ること、また、数値目標に実施保育所数をさらに増やす予定であることは、この事業の継続的拡充が期待されます。</p> <p>前年度に提言したように、利用者に対して満足度や要望等についてアンケート調査を行い、さらなる事業の充実を図ることを提案します。</p>		

I あらゆる分野における男女共同参画

(3) 家庭との両立支援

① 子育て支援の充実

事業項目	20年度の取組と実績 (a)	21年度の取組と実績 (a)
低年齢児保育の充実 (036)	認可保育所入所定員 (4月1日現在運用定員) 0歳 303人 1歳 514人 2歳 618人 待機児童数(4月1日現在) 167人	認可保育所入所定員 (4月1日現在運用定員) 0歳 309人 1歳 526人 2歳 632人 待機児童数(4月1日現在) 273人

担当課評価基準

- 5…予定より大きな成果が出ている
4…予定よりやや大きな成果が出ている
3…予定した成果が出ている【基準=100%の達成率】
2…予定した成果があまり出ていない
1…予定した成果が出ていない

担当課評価 (b)	評価の内容と今後の課題 (b)	22年度計画 (c)	数値目標 (d)	担当課
2	毎年、保育所の定員増をしているものの、入所希望者が増加する中、特に低年齢児の待機児童が生じている。 都全体で待機児童が増加する中、本市においては、保育所新設等により平成22年度4月1日現在の待機児童数は212人と減少した。 今後も待機児童の解消に努める。	認可保育所入所定員(4月1日現在運用定員) 0歳 337人 1歳 582人 2歳 696人	平成26年度目標 認可保育所入所定員 0歳 383人 1歳 649人 2歳 760人	保育課

府中市男女共同参画推進懇談会による第三者評価(項目評価及び総合評価)

項目評価基準	評価	項目評価基準
(a) 立てられた計画に基づき、着実に実行しているか	4	5…達成されている 【100%】 4…ほぼ達成されている 【80~99%】
(b) 担当課の自己評価は適切に行えているか	3	3…概ね達成されている 【60~79%】 2…達成半ばである 【40~59%】
(c) 課題に即した改善策(次年度計画)が立てられているか	4	1…不十分である 【~39%】
(d) 適切な数値目標が提示されているか	3	

総合評価	総合評価の判定理由	総合評価基準
C	21年度はほぼ事業計画通りの受け入れをしていることは評価しますが、待機児童数212人(22年4月1日現在)はまだ多数であると思われますので、この評価にしました。	A…施策は非常に良好に進展している B…施策は良好に進展している C…現状維持 D…施策がやや後退している E…施策が後退している
改善策等の提言		
保育所の定員増をしているにもかかわらず、低年齢児の待機児童が増加しているとのことで、保育所の増設を要望します。これからの保育所は、その施設が必要でなくなったときに、高齢者や障がい者との交流のできるような共用施設にすることを提案します。		

II 女性の人権の尊重と健康支援

(1) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

① 家庭内暴力等の根絶に向けた取組の推進

事業項目	20年度の取組と実績 (a)	21年度の取組と実績 (a)
暴力を防ぐための意識啓発 (058)	11月の「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせて講座を開催し、女性の自己防衛術として、リアライズ代表の橋本明子氏によるWEN-DOに関する講座を実施した。	11月の「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせて講座を開催し、認定フェミニスト・カウンセラーの小柳茂子氏によるアサーティブトレーニングに関する講座を実施した。

府中市男女共同参画推進懇談会による第三者評価（項目評価及び総合評価）

項目評価基準	評価	項目評価基準
(a) 立てられた計画に基づき、着実に実行しているか	2	5…達成されている 【100%】
(b) 担当課の自己評価は適切に行えているか	2	4…ほぼ達成されている 【80～99%】
(c) 課題に即した改善策（次年度計画）が立てられているか	3	3…概ね達成されている 【60～79%】
(d) 適切な数値目標が提示されているか	2	2…達成半ばである 【40～59%】
		1…不十分である 【～39%】

担当課評価基準

- 5…予定より大きな成果が出ている
 4…予定よりやや大きな成果が出ている
 3…予定した成果が出ている【基準=100%の達成率】
 2…予定した成果があまり出ていない
 1…予定した成果が出ていない

担当課評価 (b)	評価の内容と今後の課題 (b)	22年度計画 (c)	数値目標 (d)	担当課
3	女性に対する暴力を防ぐための講座を様々な角度から開催することで、DVに対する問題意識を共有し、啓発活動に努めた。	DVは犯罪であり、根絶のためには個人個人の意識啓発が重要である。そこで、関連講座を開催することにより、さらなる認識の向上に努める。 22年度は女性問題相談カードを作成し、各市内公共施設に配架をする。DV被害者に向けて女性問題相談の周知を図る。	年1回以上啓発講座を開催する。	市民活動支援課

総合評価	総合評価の判定理由	総合評価基準
D	21年度のこの事業が、女性に対する暴力・DV防止の意識啓発についての啓発講座のみというのは、啓発活動に工夫が見られなかったことで、この評価にしました。	A…施策は非常に良好に進展している B…施策は良好に進展している C…現状維持 D…施策がやや後退している E…施策が後退している
改善策等の提言		
<p>前年度の提言が活かされていないのですが、DVが犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることを市民に周知させる啓発活動、とくにDV被害者が被害に遭った場合の対処法についての情報、例えば相談窓口等についての情報を届ける工夫をすることを提案します。</p> <p>また、DV、児童虐待、高齢者虐待等は、行政だけでは防ぐことはできないので、警察、医療機関等や近隣住民の協力を得やすいシステム作りが必要であると考えます。</p>		

II 女性の人権の尊重と健康支援

(2) 性に対する女性の権利の確立と健康支援

① 生涯を通じた女性の健康支援

事業項目	20年度の取組と実績 (a)	21年度の取組と実績 (a)										
母子の健康増進 (068)－①	女性の健康のための啓発・健康維持を目的とする各種の講座を開催した。	女性の健康のための啓発・健康維持を目的とする各種の講座を開催した。										
	講座名	回数	参加人数	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ講座 「女性だから気になる病気」	1	24人	<table border="1"> <thead> <tr> <th>講座名</th> <th>回数</th> <th>参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リプロダクティブ・ヘルス/ライツ講座 「めざせ女子力UP！女性の健康を考えよう！」</td> <td>1</td> <td>11人</td> </tr> </tbody> </table>	講座名	回数	参加人数	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ講座 「めざせ女子力UP！女性の健康を考えよう！」	1
講座名	回数	参加人数										
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ講座 「女性だから気になる病気」	1	24人										
講座名	回数	参加人数										
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ講座 「めざせ女子力UP！女性の健康を考えよう！」	1	11人										

府中市男女共同参画推進懇談会による第三者評価（項目評価及び総合評価）

項目評価基準	評価	項目評価基準
(a) 立てられた計画に基づき、着実に実行しているか	2	5…達成されている 【100%】
(b) 担当課の自己評価は適切に行えているか	3	4…ほぼ達成されている 【80～99%】
(c) 課題に即した改善策（次年度計画）が立てられているか	2	3…概ね達成されている 【60～79%】
(d) 適切な数値目標が提示されているか	2	2…達成半ばである 【40～59%】
		1…不十分である 【～39%】

担当課評価基準

- 5…予定より大きな成果が出ている
 4…予定よりやや大きな成果が出ている
 3…予定した成果が出ている【基準=100%の達成率】
 2…予定した成果があまり出していない
 1…予定した成果が出ていない

担当課評価 (b)	評価の内容と今後の課題 (b)	22年度計画 (c)	数値目標 (d)	担当課
2	リプロダクティブ・ヘルス/ライツという言葉は、浸透してきているが、定員20人に対し、参加者が11人であり、参加者は定員の55%程度であったため評価を2とした。今後は、より多くの参加があるようにしたい。	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ講座を1回以上実施する。 その他、リプロダクティブ・ヘルス/ライツという言葉の啓発に努める。	主催講座の参加者を定員の80%以上とする。	市民活動支援課

総合評価	総合評価の判定理由	総合評価基準
D	この事業の取組として、21年度も「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ講座」を開催したが参加者が減少したということで、この評価にしました。	A…施策は非常に良好に進展している B…施策は良好に進展している C…現状維持 D…施策がやや後退している E…施策が後退している
改善策等の提言		
<p>リプロダクティブ・ヘルス/ライツという言葉の啓発するために、継続して講座を開催しているこの事業については、前年度にも提言がなされています。参加者数を増加することができなかったのは、女性市民にとっては講座内容がイメージしづらかったか、興味を持てなかったのではないかと思います。テーマの設定に工夫をしてください。</p> <p>また、女性センターにおける講座開催だけでなく、他の担当課の事業、家庭教育学級、母親学級や両親学級等に出前講座をすることで、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発を行うことを提案します。</p>		

II 女性の人権の尊重と健康支援

(2) 性に対する女性の権利の確立と健康支援

① 生涯を通じた女性の健康支援

事業項目	20年度の取組と実績 (a)	21年度の取組と実績 (a)		
母子の健康増進 (068)－②	母子の健康保持と増進を図るため、健康診査、相談及び教育事業等を実施した。	母子の健康保持と増進を図るため、健康診査、相談及び教育事業等を実施した。		
	3～4 か月児健康診査	2,248 人	3～4 か月児健康診査	2,273 人
	6～7 か月児健康診査	2,160 人	6～7 か月児健康診査	2,166 人
	9～10 か月児健康診査	2,070 人	9～10 か月児健康診査	2,110 人
	1歳6 か月児健康診査	2,269 人	1歳6 か月児健康診査	2,209 人
	3歳児健康診査	2,000 人	3歳児健康診査	2,160 人
	乳幼児発達健康診査	67 人	乳幼児発達健康診査	42 人
	乳幼児経過観察健康診査	147 人	乳幼児経過観察健康診査	159 人
	乳幼児精密健康診査	135 人	乳幼児精密健康診査	144 人
	妊婦健康診査 (5回)	12,300 人	妊婦健康診査 (14回)	23,829 人
	産婦健康診査	2,223 人	産婦健康診査	2,254 人
	母親学級 (4回コース)	1,162 人	母親学級 (4回コース)	1,321 人
	両親学級 (半日コース)	525 人	両親学級 (半日コース)	581 人
	ママクラスクッキング	57 人	ママクラスクッキング	57 人
	妊産婦訪問指導	316 人	妊産婦訪問指導	283 人
	新生児訪問指導	1,649 人	新生児訪問指導	1,875 人
	乳幼児訪問指導	459 人	乳幼児訪問指導	452 人
	子育て相談室	4,372 人	子育て相談室	4,388 人
	地域子育てクラス	97 人	地域子育てクラス	151 人
	離乳食教室	1,084 人	離乳食教室	1,145 人
	幼児食教室	110 人	幼児食教室	106 人
	母子保健相談	895 人	母子保健相談	855 人
	妊婦歯科健康診査	747 人	妊婦歯科健康診査	805 人
	親と子の歯みがき教室	264 人	親と子の歯みがき教室	253 人
	予防歯科指導教室	690 人	予防歯科指導教室	601 人
	幼児歯科検診	2,447 人	幼児歯科検診	2,401 人
	保育所等巡回歯科保健指導	2,339 人	保育所等巡回歯科保健指導	2,804 人
	妊産婦・乳幼児保健指導	145 人	妊産婦・乳幼児保健指導	14 人
母子栄養強化食品支給	613 人	母子栄養強化食品支給	556 人	
予防接種	25,914 人	予防接種	25,509 人	

担当課評価基準

5…予定より大きな成果が出ている

4…予定よりやや大きな成果が出ている

3…予定した成果が出ている【基準=100%の達成率】

2…予定した成果があまり出ていない

1…予定した成果が出ていない

担当課評価 (b)	評価の内容と今後の課題 (b)	22年度計画 (c)	数値目標 (d)	担当課
3	乳幼児健康診査の受診率は、一定の水準を維持している。妊婦健康診査は公費助成が5回から14回に増えたことにより、受診者増につながった。支援の必要な家庭に対してタイムリーで適切な支援を実施できるよう関係機関との連携体制をさらに整備することが課題である。	乳幼児の健康診査、相談、及び教育事業を実施し、健康の保持・増進に努める。支援の必要な家庭に対して適切でタイムリーな支援を行う。	未受診者全件の状況把握及び4か月児までの全戸訪問。	健康推進課

府中市男女共同参画推進懇談会による第三者評価 (項目評価及び総合評価)

項目評価基準	評価	項目評価基準
(a) 立てられた計画に基づき、着実に実行しているか	4	5…達成されている 【100%】
(b) 担当課の自己評価は適切に行えているか	3	4…ほぼ達成されている 【80～99%】
(c) 課題に即した改善策 (次年度計画) が立てられているか	3	3…概ね達成されている 【60～79%】
(d) 適切な数値目標が提示されているか	3	2…達成半ばである 【40～59%】
		1…不十分である 【～39%】

総合評価	総合評価の判定理由
B	母子の健康保持と増進を図るため、継続的に各種の事業を計画に基づいて実施していることで、この評価にしました。
	改善策等の提言
	これらの各種の事業を通して把握された府中市における母子の健康課題についての説明が記載されていると、今後の母子の健康支援の方向性が判明すると考えます。前年度の提言に、事業目標に掲げている4か月児までの全戸訪問について訪問戸数を記載してくださいとありますが、22年度には報告をお願いします。

総合評価基準

- A…施策は非常に良好に進展している
- B…施策は良好に進展している
- C…現状維持
- D…施策がやや後退している
- E…施策が後退している

II 女性の人権の尊重と健康支援

(2) 性に対する女性の権利の確立と健康支援

① 生涯を通じた女性の健康支援

事業項目	20年度の実績 (a)	21年度の実績 (a)
健康診査事業の充実 (069)	各種がんや骨粗しょう症等の早期発見、治療のための健康診査等、予防に重点をおいた健康指導を行う。	
	区分	20年度実績
	子宮がん検診	5,965人(すべて女性)
	乳がん検診	3,445人(すべて女性)
	大腸がん検診	3,218人
	肺がん検診	197人
	喉頭がん検診	88人
	胃がん検診	3,578人
	骨粗しょう症検診	704人(すべて女性)
	区分	20年度実績
子宮がん検診	5,469人(すべて女性)	
子宮がん検診(クーポン券)	2,568人(すべて女性)	
乳がん検診	3,084人(すべて女性)	
乳がん検診(クーポン券)	2,524人(すべて女性)	
大腸がん検診	3,079人	
肺がん検診	262人	
喉頭がん検診	104人	
胃がん検診	3,671人	
骨粗しょう症検診	229人(すべて女性)	

担当課評価基準

5…予定より大きな成果が出ている

4…予定よりやや大きな成果が出ている

3…予定した成果が出ている【基準=100%の達成率】

2…予定した成果があまり出していない

1…予定した成果が出していない

担当課評価 (b)	評価の内容と今後の課題 (b)	22年度計画 (c)	数値目標 (d)	担当課																				
2	平成21年度より、女性特有のがん検診推進事業として、対象年齢の女性市民に乳がん、子宮がん検診のクーポン券を送付し受診を促したため、受診者数は増加した。また、喉頭がん検診は受診者数が最近減少していたが、平成21年度は前年度よりも増加した。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>22年度計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子宮がん検診</td> <td>4,300人(すべて女性)</td> </tr> <tr> <td>子宮がん検診(クーポン券)</td> <td>2,202人(すべて女性)</td> </tr> <tr> <td>乳がん検診</td> <td>3,500人(すべて女性)</td> </tr> <tr> <td>乳がん検診(クーポン券)</td> <td>2,115人(すべて女性)</td> </tr> <tr> <td>大腸がん検診</td> <td>3,500人</td> </tr> <tr> <td>肺がん検診</td> <td>270人</td> </tr> <tr> <td>喉頭がん検診</td> <td>115人</td> </tr> <tr> <td>胃がん検診</td> <td>4,000人</td> </tr> <tr> <td>骨粗しょう症検診</td> <td>500人(すべて女性)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	22年度計画	子宮がん検診	4,300人(すべて女性)	子宮がん検診(クーポン券)	2,202人(すべて女性)	乳がん検診	3,500人(すべて女性)	乳がん検診(クーポン券)	2,115人(すべて女性)	大腸がん検診	3,500人	肺がん検診	270人	喉頭がん検診	115人	胃がん検診	4,000人	骨粗しょう症検診	500人(すべて女性)	平成21年度に引き続き子宮がん検診、乳がん検診についてはクーポン事業を実施するため、前年度と同様の受診者数を目標としたい。	健康推進課
区分	22年度計画																							
子宮がん検診	4,300人(すべて女性)																							
子宮がん検診(クーポン券)	2,202人(すべて女性)																							
乳がん検診	3,500人(すべて女性)																							
乳がん検診(クーポン券)	2,115人(すべて女性)																							
大腸がん検診	3,500人																							
肺がん検診	270人																							
喉頭がん検診	115人																							
胃がん検診	4,000人																							
骨粗しょう症検診	500人(すべて女性)																							

府中市男女共同参画推進懇談会による第三者評価 (項目評価及び総合評価)

項目評価基準	評価	項目評価基準
(a) 立てられた計画に基づき、着実に実行しているか	3	5…達成されている 【100%】
(b) 担当課の自己評価は適切に行えているか	3	4…ほぼ達成されている 【80~99%】
(c) 課題に即した改善策 (次年度計画) が立てられているか	2	3…概ね達成されている 【60~79%】
(d) 適切な数値目標が提示されているか	2	2…達成半ばである 【40~59%】
		1…不十分である 【~39%】

総合評価	総合評価の判定理由	総合評価基準
C	クーポン券の送付方式をとった子宮がん検診と乳がん検診の受診者は増加していますが、検診ごとの受診者・未受診者についての分析がなされていないので、この評価にしました。	A…施策は非常に良好に進展している
改善策等の提言		B…施策は良好に進展している
長寿国になった日本人の半数が、がんに罹ると言われている現在、がん検診の受診はがんの早期発見により完治につながる重要な健康検査です。前年度の提言にも記載していますが、がん検診の重要性を市民に周知・啓発するとともに、計画人数を増やしてこの事業を充実するよう要望します。		C…現状維持
また、すべてのがん検診についての分析は、業務のボリュームが大きいと思いますので、検診対象を絞って、がんに対する意識や行動、検診の効果等についての分析を進めて、がん検診の必要性を市民が認識するための知識・情報を伝えることを提案します。		D…施策がやや後退している
		E…施策が後退している

II 女性の人権の尊重と健康支援

(2) 性に対する女性の権利の確立と健康支援

② 年齢に応じた性に関する正確な知識の取得

事業項目	20年度の取組と実績 (a)	21年度の取組と実績 (a)
学校教育の中での知識の提供・啓発 (077)	市立小・中学校全 33 校で、学習指導要領に従い、保健の授業の中で児童・生徒の発達段階や特性に応じた指導を実施した。	市立小・中学校全 33 校で、学習指導要領に従い、保健の授業の中で児童・生徒の発達段階や特性に応じた指導を実施した。

府中市男女共同参画推進懇談会による第三者評価（項目評価及び総合評価）

項目評価基準	評価	項目評価基準
(a) 立てられた計画に基づき、着実に実行しているか	3	5…達成されている 【100%】
(b) 担当課の自己評価は適切に行えているか	3	4…ほぼ達成されている 【80～99%】
(c) 課題に即した改善策（次年度計画）が立てられているか	2	3…概ね達成されている 【60～79%】
(d) 適切な数値目標が提示されているか	3	2…達成半ばである 【40～59%】
		1…不十分である 【～39%】

担当課評価基準

- 5…予定より大きな成果が出ている
 4…予定よりやや大きな成果が出ている
 3…予定した成果が出ている【基準=100%の達成率】
 2…予定した成果があまり出していない
 1…予定した成果が出ていない

担当課評価 (b)	評価の内容と今後の課題 (b)	22年度計画 (c)	数値目標 (d)	担当課
3	今後も継続して指導するとともに、児童・生徒が正しい知識に基づく適切な行動ができるよう、指導の充実を図ります。	市立小・中学校全校で、学習指導要領に従い、保健の授業を中心に児童・生徒の発達段階に応じた指導を行う。	市立小・中学校 33 校で実施	指導室

総合評価	総合評価の判定理由	総合評価基準
C	学校における「性に関する正確な知識の取得」は、男女共同参画社会推進の重要な教育課題であり、その授業を市立小・中学校全校で実施したことで、この評価にしました。	A…施策は非常に良好に進展している B…施策は良好に進展している C…現状維持 D…施策がやや後退している E…施策が後退している
改善策等の提言		
男女共同参画社会推進の視点から、性に関する正確な知識を取得することは、児童・生徒たち一人一人が正しく理解・判断できるようにする指導が必要です。市立小・中学校において、発達段階や特性に応じて、計画的に実施することが大切です。保健の授業を中心にして指導しているということですが、指導内容及び方法の具体的な記載をしてください。		

II 女性の人権の尊重と健康支援

(4) 相談体制の充実

① 相談窓口の充実

事業項目	20年度の取組と実績 (a)	21年度の取組と実績 (a)
女性自身に関する相談の充実 (083)－①	人権身の上相談 基本的人権が侵害される諸問題や悩み事に対し、人権擁護委員が助言・指導を行った。	人権身の上相談 基本的人権が侵害される諸問題や悩み事に対し、人権擁護委員が助言・指導を行った。
	内 容	内 容
	相談件数	相談件数
	人権	8
	身の上	40
	合 計	合 計
	65	48

担当課評価基準

5…予定より大きな成果が出ている

4…予定よりやや大きな成果が出ている

3…予定した成果が出ている【基準=100%の達成率】

2…予定した成果があまり出ていない

1…予定した成果が出ていない

担当課 評価 (b)	評価の内容と今後の課題 (b)	22年度計画 (c)	数値目標 (d)	担当課
3	人権問題の相談は減少しているが、社会の複雑化のためか地域や家族間の悩み事が増加している。これに対し、相談を受けに来た人には、適切な助言・アドバイス等が行えている。 なお、人権問題については、埋没している問題も考えられるため、法務局と連携を取りながら活動を進めていく。	毎月第1・3木曜日、午後2時～4時に市民相談室で実施する。	相談は増減があるため、適切な目標は定めにくい。過去3年の実績及び埋没している人権問題の早期発見も考慮し、80件を目標とする。	広報課

府中市男女共同参画推進懇談会による第三者評価（項目評価及び総合評価）

項目評価基準	評価	項目評価基準
(a) 立てられた計画に基づき、着実に実行しているか	4	5…達成されている 【100%】
(b) 担当課の自己評価は適切に行えているか	3	4…ほぼ達成されている 【80～99%】
(c) 課題に即した改善策（次年度計画）が立てられているか	3	3…概ね達成されている 【60～79%】
(d) 適切な数値目標が提示されているか	3	2…達成半ばである 【40～59%】
		1…不十分である 【～39%】

総合評価	総合評価の判定理由	総合評価基準
C	市民の人権及び身の上相談に人権擁護委員が助言・指導するこの事業が、継続的に行われたことで、この評価にしました。	A…施策は非常に良好に進展している B…施策は良好に進展している C…現状維持 D…施策がやや後退している E…施策が後退している
改善策等の提言		
<p>担当課による評価の内容と今後の課題及び目標についての記載が、数年間、同文であることには、工夫が必要と思います。</p> <p>この事業については、相談件数内の女性の相談件数を明記することを要望します。また、できれば、人権問題及び身の上相談について、具体的な内容を記載してあれば、とくに女性の抱える問題が判明すれば、市民にとってこの相談窓口の充実度を判断することができると思います。人権問題については、法務局との連携をとりながら活動するとありますが、市にある他の相談窓口との連携はどうなっているのでしょうか。市民相談室が受け付ける相談が、他の相談窓口や他機関との連携を必要としない場合、その理由を記載してください。</p>		

II 女性の人権の尊重と健康支援

(4) 相談体制の充実

① 相談窓口の充実

事業項目	20年度の取組と実績 (a)	21年度の取組と実績 (a)
女性自身に関する相談の充実 (083)－②	<p>女性問題相談の中で、ジェンダーにとらわれずに、自分らしい生き方を見つけるための援助をした。また、性被害者や性差別に対する相談にも対応した。</p> <p>(1) 相談体制 月曜日～金曜日(平日)、午前9時～午後5時 相談員2人(月・火は1人)</p> <p>(2) 20年度女性問題相談総件数 1,052件</p> <p>(3) 相談機関連携会議1回 庁内の相談機関との連携を深めるとともに、各機関における窓口業務の中で、相談者への二次被害を防ぐための対応を再確認した。</p>	<p>女性問題相談の中で、ジェンダーにとらわれずに、自分らしい生き方を見つけるための援助をした。また、性被害者や性差別に対する相談にも対応した。</p> <p>(1) 相談体制 月曜日～金曜日(平日)、午前9時～午後5時 相談員2人(月・火は1人)</p> <p>(2) 21年度女性問題相談総件数 1,021件</p> <p>(3) 相談機関連携会議1回 庁内の相談機関との連携を深めるとともに、各機関における窓口業務の中で、相談者への二次被害を防ぐための対応を再確認した。</p>

担当課評価基準

5…予定より大きな成果が出ている

4…予定よりやや大きな成果が出ている

3…予定した成果が出ている【基準=100%の達成率】

2…予定した成果があまり出していない

1…予定した成果が出していない

担当課評価 (b)	評価の内容と今後の課題 (b)	22年度計画 (c)	数値目標 (d)	担当課
3	<p>本市における20年度と21年度の相談件数を比べると、件数が減少しているが、一概に、女性に係る問題が減っているとは言えない。</p> <p>また、認識している限り、女性問題相談において、二次被害が発生していないことを評価した。</p>	<p>相談体制等については、同内容で継続する。</p> <p>引き続き、各機関との連携を密に取り、二次被害の防止に努める。</p>	<p>相談件数の目標を数値化することは困難であるため、市民が相談しやすい環境を整えることを目標とする。</p> <p>二次被害については、引き続き、起こさないように努める。</p>	市民活動支援課

府中市男女共同参画推進懇談会による第三者評価（項目評価及び総合評価）

項目評価基準	評価	項目評価基準
(a) 立てられた計画に基づき、着実に実行しているか	4	5…達成されている 【100%】
(b) 担当課の自己評価は適切に行えているか	3	4…ほぼ達成されている 【80～99%】
(c) 課題に即した改善策（次年度計画）が立てられているか	3	3…概ね達成されている 【60～79%】
(d) 適切な数値目標が提示されているか	3	2…達成半ばである 【40～59%】
		1…不十分である 【～39%】

総合評価	総合評価の判定理由	総合評価基準
C	<p>複雑化している女性問題について多数の相談件数を少ない相談員でよく対応していることで、この評価にしました。</p>	<p>A…施策は非常に良好に進展している</p> <p>B…施策は良好に進展している</p> <p>C…現状維持</p> <p>D…施策がやや後退している</p> <p>E…施策が後退している</p>
改善策等の提言		
<p>この事業が女性から相談を受ける中に、性被害や性差別についての相談にも対応していて、相談者への二次被害が発生していなかったことは評価に値すると考えます。ただし、前年度の提言にあるように、相談の内訳とその件数を記載することを要望します。どのような問題が相談されているのかが判れば、同じ問題を持つ市民が安心して相談窓口に来ることができます。例えば、DVの相談があった場合は、相談者が一つの窓口で各種の行政サービスが受けられるように、窓口の一元化（ワンストップ・サービス）に取り組むことを提案します。</p>		

II 女性の人権の尊重と健康支援

(4) 相談体制の充実

① 相談窓口の充実

事業項目	20年度の取組と実績 (a)	21年度の取組と実績 (a)
女性自身に関する相談の充実 (083)－③	母子家庭や寡婦・女性が抱えている問題について、専門相談員による相談を実施した。 相談件数 2,308 件	母子家庭や寡婦・女性が抱えている問題について、専門相談員による相談を実施した。 相談件数 2,102 件

府中市男女共同参画推進懇談会による第三者評価（項目評価及び総合評価）

項目評価基準	評価	項目評価基準
(a) 立てられた計画に基づき、着実に実行しているか	4	5…達成されている 【100%】
(b) 担当課の自己評価は適切に行えているか	3	4…ほぼ達成されている 【80～99%】
(c) 課題に即した改善策（次年度計画）が立てられているか	3	3…概ね達成されている 【60～79%】
(d) 適切な数値目標が提示されているか	3	2…達成半ばである 【40～59%】
		1…不十分である 【～39%】

担当課評価基準

- 5…予定より大きな成果が出ている
 4…予定よりやや大きな成果が出ている
 3…予定した成果が出ている【基準=100%の達成率】
 2…予定した成果があまり出していない
 1…予定した成果が出していない

担当課評価 (b)	評価の内容と今後の課題 (b)	22年度計画 (c)	数値目標 (d)	担当課
3	相談件数は減少しているが、引き続き専門相談員2人体制で対応している。複雑・多様化する相談に対応するため、精神保健福祉士の専門職を配置し相談体制の充実をはかった。	相談件数が増加することが見込まれるため、2人体制を継続し、関係機関と連携しながら相談に応じていく。	専門相談員 2人	子育て支援課

総合評価	総合評価の判定理由	総合評価基準
C	母子家庭や寡婦・女性が抱えている複雑・多様な問題に、専門相談員2人体制に、21年度は精神保健福祉士の専門職1人を配置して多数の相談件数に対応したことで、この評価にしました。	A…施策は非常に良好に進展している B…施策は良好に進展している C…現状維持 D…施策がやや後退している E…施策が後退している
改善策等の提言		
<p>母子家庭や寡婦・女性が抱えている問題に対応する相談窓口の充実は、相談者の自立支援のために重要な事業です。</p> <p>ただし、相談件数だけでなく、その内訳、相談内容、自立支援につながった結果を記載してください。それにより、この事業の充実度が明確に判断できると考えます。</p> <p>21年度に、複雑・多様化する相談に対応するために、精神保健福祉士の専門職相談員を配置されたこの相談窓口は、市民にとって心強い存在であると思います。前年度に比べて相談件数が減少したのは、恐らく適切な解決ができた結果ではないかと推察します。今後も他の相談窓口や関係他機関と連携しながら、継続してこの相談事業の充実に努められることを期待します。</p>		

II 女性の人権の尊重と健康支援

(4) 相談体制の充実

① 相談窓口の充実

事業項目	20年度の取組と実績 (a)	21年度の取組と実績 (a)	
子どもに関する相談の充実 (085)－①	「子育て相談室」を開設し、電話・来所・訪問による妊産婦及び乳幼児の健康、食事、歯科衛生に関することや妊娠・出産及び育児に関する相談を受けている。		
	相談体制	月曜日～金曜日 午前8時半～午後5時	
	相談担当	保健師・看護師・栄養士 歯科衛生士	
	相談件数	保健相談 3,856 件 栄養相談 339 件 歯科相談 177 件	
		「子育て相談室」を開設し、電話・来所・訪問による妊産婦及び乳幼児の健康、食事、歯科衛生に関することや妊娠・出産及び育児に関する相談を受けている。	
		相談体制	月曜日～金曜日 午前8時半～午後5時
		相談担当	保健師・看護師・栄養士 歯科衛生士
		相談件数	保健相談 3,896 件 栄養相談 372 件 歯科相談 120 件

担当課評価基準

- 5…予定より大きな成果が出ている
4…予定よりやや大きな成果が出ている
3…予定した成果が出ている【基準=100%の達成率】
2…予定した成果があまり出ていない
1…予定した成果が出ていない

担当課 評価 (b)	評価の内容と今後の課題 (b)	22年度計画 (c)	数値目標 (d)	担当課
3	相談内容が多種多様化している。相談から他の母子保健事業への連動、訪問を実施している。内容により関係機関の紹介、連携も実施しているが、タイムリーによりよい支援ができるよう関係機関との連携強化が必要である。	新生児訪問や母親学級等を活用して、子育て相談室の周知を図る。	「子育て相談室」の活用について全対象者に周知する。	健康推進課

府中市男女共同参画推進懇談会による第三者評価（項目評価及び総合評価）

項目評価基準	評価	項目評価基準
(a) 立てられた計画に基づき、着実に実行しているか	3	5…達成されている 【100%】 4…ほぼ達成されている 【80～99%】 3…概ね達成されている 【60～79%】 2…達成半ばである 【40～59%】 1…不十分である 【～39%】
(b) 担当課の自己評価は適切に行えているか	3	
(c) 課題に即した改善策（次年度計画）が立てられているか	2	
(d) 適切な数値目標が提示されているか	2	

総合評価	総合評価の判定理由	総合評価基準
C	「子育て相談室」において妊娠・出産や育児等に関する多様な相談を、継続して専門家が対応していることで、この評価にしました。	A…施策は非常に良好に進展している B…施策は良好に進展している C…現状維持 D…施策がやや後退している E…施策が後退している
改善策等の提言		
<p>前年度と同じく「子育て相談室」の活用について全対象者に周知することを目標にしていますが、いろいろな手段で一般市民にも周知するよう努めてください。また、よりよい支援ができるよう関係機関との連携強化をして、この事業の充実を図ることを要望します。</p> <p>前年度の提言にも提案しましたが、働く妊産婦や子育て家庭のために、土日に相談窓口を開設することを再度要望します。</p>		

II 女性の人権の尊重と健康支援

(4) 相談体制の充実

① 相談窓口の充実

事業項目	20年度の取組と実績 (a)	21年度の取組と実績 (a)																																								
子どもに関する相談の充実 (085)－②	子ども家庭支援センター「たち」 「しらとり」において、総合相談事業を実施した。	子ども家庭支援センター「たち」 「しらとり」において、総合相談事業を実施した。																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>件数</th> <th>区分</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>虐待</td> <td>182</td> <td>育成</td> <td>57</td> </tr> <tr> <td>養育困難</td> <td>198</td> <td>育児</td> <td>258</td> </tr> <tr> <td>障害</td> <td>28</td> <td>その他</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>保健</td> <td>42</td> <td>合計</td> <td>813</td> </tr> </tbody> </table>	区分	件数	区分	件数	虐待	182	育成	57	養育困難	198	育児	258	障害	28	その他	48	保健	42	合計	813	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>件数</th> <th>区分</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>虐待</td> <td>129</td> <td>育成</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>養育困難</td> <td>197</td> <td>育児</td> <td>193</td> </tr> <tr> <td>障害</td> <td>34</td> <td>その他</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>保健</td> <td>34</td> <td>合計</td> <td>664</td> </tr> </tbody> </table>	区分	件数	区分	件数	虐待	129	育成	47	養育困難	197	育児	193	障害	34	その他	30	保健	34	合計	664
	区分	件数	区分	件数																																						
	虐待	182	育成	57																																						
	養育困難	198	育児	258																																						
障害	28	その他	48																																							
保健	42	合計	813																																							
区分	件数	区分	件数																																							
虐待	129	育成	47																																							
養育困難	197	育児	193																																							
障害	34	その他	30																																							
保健	34	合計	664																																							
新規相談件数 813 件	新規相談件数 664 件																																									
延べ支援回数 20,710 回	延べ支援回数 19,826 回																																									

担当課評価基準

- 5…予定より大きな成果が出ている
 4…予定よりやや大きな成果が出ている
 3…予定した成果が出ている【基準=100%の達成率】
 2…予定した成果があまり出ていない
 1…予定した成果が出ていない

担当課評価 (b)	評価の内容と今後の課題 (b)	22年度計画 (c)	数値目標 (d)	担当課
4	子育てに関する総合相談を実施し、定期的な支援が必要な家庭には、育児支援家庭訪問事業を導入するなど、育児不安や負担の軽減、児童虐待の発生予防に努めた。また、関係機関や児童相談所と連携を取りながら、要保護児童の保護など、適切な対応と支援を行った。今後も関係機関との連携強化や役割分担など、相談体制の一層の充実が必要。	身近なところで子育てに関する相談が出来る場所を設け、育児不安や精神的不安の解消に努めるとともに、定期的な継続支援が必要な家庭には訪問員やヘルパーの派遣を行う。児童虐待の未然防止を図るため、特定妊婦への支援など保健センターと連携しながら、切れ目のない支援を実施していく。	内容的に数値化は難しい。	子育て支援課

府中市男女共同参画推進懇談会による第三者評価（項目評価及び総合評価）

項目評価基準	評価	項目評価基準
(a) 立てられた計画に基づき、着実に実行しているか	4	5…達成されている 【100%】
(b) 担当課の自己評価は適切に行えているか	5	4…ほぼ達成されている 【80～99%】
(c) 課題に即した改善策（次年度計画）が立てられているか	4	3…概ね達成されている 【60～79%】
(d) 適切な数値目標が提示されているか		2…達成半ばである 【40～59%】
		1…不十分である 【～39%】

総合評価	総合評価の判定理由	総合評価基準
B	総合相談事業として、支援が必要な家庭には育児家庭支援訪問事業の導入、育児不安や負担の軽減、児童虐待の発生予防等に努め、要保護児の保護支援に適切に対応したということで、この評価にしました。	A…施策は非常に良好に進展している B…施策は良好に進展している C…現状維持 D…施策がやや後退している E…施策が後退している
改善策等の提言		
総合相談事業の内訳区分と件数が表記されており、子育て中の市民の抱える問題が理解され、児童虐待や育児不安等の問題が身近に存在していることを一般市民も認識して社会的に解決しなければならないと考えます。今後も関係機関と連携して事業を充実・推進することを期待します。		

II 女性の人権の尊重と健康支援

(4) 相談体制の充実

① 相談窓口の充実

事業項目	20年度の実績と取組 (a)	21年度の実績と取組 (a)
子どもに関する相談の充実 (085)-③	<ul style="list-style-type: none"> ○育児相談 (保育所) ○子育てひろば「ポップコーン」事業等 30 か所 延参加人数：16,354 人 (内児童 8,526 人) ○園庭開放 週 1 回 15 か所 延参加人数：12,476 人 (内児童 6,723 人) 	<ul style="list-style-type: none"> ○育児相談 (保育所) ○子育てひろば「ポップコーン」事業等 29 か所 延参加人数：13,474 人 (内児童 7,047 人) ○園庭開放 週 1 回 15 か所 延参加人数：8,725 人 (内児童 4,698 人)

担当課評価基準

- 5…予定より大きな成果が出ている
- 4…予定よりやや大きな成果が出ている
- 3…予定した成果が出ている【基準=100%の達成率】
- 2…予定した成果があまり出していない
- 1…予定した成果が出ていない

担当課評価 (b)	評価の内容と今後の課題 (b)	22年度計画 (c)	数値目標 (d)	担当課
4	<p>情報交換、交流の場を提供する中で、保育士等による相談がなされている (生活、睡眠、栄養、健康・発達、あそび、排泄、かかわり等)。市内全域で行われており、身近な相談場所としても機能している。</p> <p>また、必要に応じ子ども家庭支援センター、保健センターと連携し、支援を行う。</p> <p>平成21年度は、新型インフルエンザ流行の影響で参加者数が少ない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○育児相談 (保育所) ○子育てひろば「ポップコーン」事業等 29 か所 ○園庭開放 週 1 回 15 か所 	<p>子育てひろば「ポップコーン」</p> <p>22年度 6 か所から</p> <p>26年度 11 か所を目標</p>	保育課

府中市男女共同参画推進懇談会による第三者評価 (項目評価及び総合評価)

項目評価基準	評価	項目評価基準
(a) 立てられた計画に基づき、着実に実行しているか	4	5…達成されている 【100%】
(b) 担当課の自己評価は適切に行えているか	3	4…ほぼ達成されている 【80~99%】
(c) 課題に即した改善策 (次年度計画) が立てられているか	3	3…概ね達成されている 【60~79%】
(d) 適切な数値目標が提示されているか	2	2…達成半ばである 【40~59%】
		1…不十分である 【~39%】

総合評価	総合評価の判定理由	総合評価基準
C	<p>育児相談、子育てひろば「ポップコーン」事業等、園庭開放が、多数の子育て家庭に利用されていることで、この評価にしました。</p>	<p>A…施策は非常に良好に進展している</p> <p>B…施策は良好に進展している</p> <p>C…現状維持</p> <p>D…施策がやや後退している</p> <p>E…施策が後退している</p>
改善策等の提言		
<p>子育てひろば「ポップコーン」事業等・園庭開放は、子育て家庭の家族・親子のコミュニケーションの場として、市内に数多く配置することを要望します。</p>		

II 女性の人権の尊重と健康支援

(4) 相談体制の充実

① 相談窓口の充実

事業項目	20年度の取組と実績 (a)	21年度の取組と実績 (a)
子どもに関する相談の充実 (085) - ④	<p>女性問題相談および青少年・子ども相談の中で、妊娠、出産、育児期の女性の不安や悩みの相談を受けている。内容や状況により、関係機関への紹介も実施している。</p> <p>(1) 相談体制 月曜日～金曜日 (平日)、午前9時～午後5時、相談員2人 (月・火は1人)</p> <p>(2) 20年度青少年・子ども相談件数 26件</p> <p>(3) 相談機関連携会議</p> <p>5機関…府中警察署、多摩児童相談所、多摩府中保健所、子ども家庭支援センター、民生委員・児童委員</p> <p>6課…指導室、子育て支援課、生活援護課、健康推進課、地域福祉推進課、児童青少年課</p> <p>1回/年</p>	<p>女性問題相談および青少年・子ども相談の中で、妊娠、出産、育児期の女性の不安や悩みの相談を受けている。内容や状況により、関係機関への紹介も実施している。</p> <p>(1) 相談体制 月曜日～金曜日 (平日)、午前9時～午後5時、相談員2人 (月・火は1人)</p> <p>(2) 21年度青少年・子ども相談件数 40件</p> <p>(3) 相談機関連携会議</p> <p>5機関…府中警察署、多摩児童相談所、多摩府中保健所、子ども家庭支援センター、民生委員・児童委員</p> <p>6課…指導室、子育て支援課、生活援護課、健康推進課、地域福祉推進課、児童青少年課</p> <p>1回/年</p>

担当課評価基準

- 5…予定より大きな成果が出ている
 4…予定よりやや大きな成果が出ている
 3…予定した成果が出ている【基準=100%の達成率】
 2…予定した成果があまり出ていない
 1…予定した成果が出ていない

担当課評価 (b)	評価の内容と今後の課題 (b)	22年度計画 (c)	数値目標 (d)	担当課
3	<p>相談内容に応じて診療機関を紹介する等適切なアドバイスがされている。</p> <p>今後は、相談窓口の周知徹底を図っていく。</p>	<p>引き続き、相談業務を実施し、関係機関との連携を図り、相談内容や状況に応じた対応に努める。</p> <p>さらに、周知方法や、内容の充実の検討も同時に行っていく。</p>	<p>今後も相談窓口の周知等を積極的に行って、市民から幅広く活用されるように努めたい。</p>	児童青少年課

府中市男女共同参画推進懇談会による第三者評価 (項目評価及び総合評価)

項目評価基準	評価	項目評価基準
(a) 立てられた計画に基づき、着実に実行しているか	3	5…達成されている 【100%】
(b) 担当課の自己評価は適切に行えているか	3	4…ほぼ達成されている 【80～99%】
(c) 課題に即した改善策 (次年度計画) が立てられているか	2	3…概ね達成されている 【60～79%】
(d) 適切な数値目標が提示されているか		2…達成半ばである 【40～59%】
		1…不十分である 【～39%】

総合評価	総合評価の判定理由	総合評価基準
C	<p>青少年・子ども相談の件数が、前年度より増加しているということで、この事業の必要性を理解して、この評価にしました。</p>	<p>A…施策は非常に良好に進展している</p> <p>B…施策は良好に進展している</p> <p>C…現状維持</p> <p>D…施策がやや後退している</p> <p>E…施策が後退している</p>
改善策等の提言		
<p>この事業が取組んでいる青少年・子ども相談については、件数の増減にかかわらず、相談者にとっては必要であると考えます。</p> <p>相談体制が確立しているので、今年度のこの事業の充実を見守りたいと思います。</p>		

II 女性の人権の尊重と健康支援

(4) 相談体制の充実

① 相談窓口の充実

事業項目	20年度の実績と取組 (a)	21年度の実績と取組 (a)
子どもに関する相談の充実 (085) - ⑤	メンタルフレンドを全小学校、スクールカウンセラーを全中学校に配置した。小学校2校に新たにスクールカウンセラーを配置した。	教育センターにおける教育相談の実施(電話相談 527 件、来室相談 396 件) 全小学校を巡回相談員が訪問 (相談件数 5,435 件) 全小学校にメンタルフレンドを配置 全中学校・小学校3校にスクールカウンセラーを配置 スクールソーシャルワーカーを配置

府中市男女共同参画推進懇談会による第三者評価 (項目評価及び総合評価)

項目評価基準	評価	項目評価基準
(a) 立てられた計画に基づき、着実に実行しているか	4	5…達成されている 【100%】 4…ほぼ達成されている 【80~99%】 3…概ね達成されている 【60~79%】 2…達成半ばである 【40~59%】 1…不十分である 【~39%】
(b) 担当課の自己評価は適切に行えているか	4	
(c) 課題に即した改善策 (次年度計画) が立てられているか	2	
(d) 適切な数値目標が提示されているか	1	

担当課評価基準

- 5…予定より大きな成果が出ている
4…予定よりやや大きな成果が出ている
3…予定した成果が出ている【基準=100%の達成率】
2…予定した成果があまり出していない
1…予定した成果が出ていない

担当課評価 (b)	評価の内容と今後の課題 (b)	22年度計画 (c)	数値目標 (d)	担当課
3	各相談機能の充実と更なる連携によって相談体制の充実を図るとともに、相談者にとってより相談しやすい環境を整えていくことが今後の課題である。	教育センター内外の教育相談機能の更なる充実を図り、学校や関係機関との行動連携を強化し、相談者の抱える問題の早期解決を図る。	内容的に数値化は困難	指導室

総合評価	総合評価の判定理由	総合評価基準
C	教育センターにおける教育相談件数及び全小学校における巡回相談件数と相談体制からこの事業の取組が進められていることで、この評価にしました。	A…施策は非常に良好に進展している B…施策は良好に進展している C…現状維持 D…施策がやや後退している E…施策が後退している
改善策等の提言		
前年度の計画では、小学校3校にスクールカウンセラー(臨床心理士)を配置する予定でしたが、その計画が実施されていることは評価します。22年度の小学校へのスクールカウンセラーの配置計画は、どのようになるのか明確な記載が必要です。児童・生徒の抱える問題の解決については、スクールカウンセラーの専門知識が必要だと考えますので、全小・中学校・各校に配置することを要望します。 また、前年度は目標も記載されていましたので、この欄にも記載してください。		

II 女性の人権の尊重と健康支援

(4) 相談体制の充実

① 相談窓口の充実

事業項目	20年度の取組と実績 (a)	21年度の取組と実績 (a)
福祉総合相談 (086)	<p>19年度と同様に市、在宅介護支援センターを中心に高齢者の相談を受け付けているなかで、高齢の女性や高齢の家族をもつ女性の相談を積極的に受け、必要に応じて適切なアドバイスを行うなど、女性が安心して生活を送れるよう相談業務の充実を図った。</p> <p>市庁内で福祉相談担当者連絡会議を開催、庁内の関係機関との連携を深めた。</p> <p>平成20年度女性の相談件数 6,627件</p>	<p>20年度と同様に市、在宅介護支援センターを中心に高齢者の相談を受け付けているなかで、高齢の女性や高齢の家族をもつ女性の相談を積極的に受け、必要に応じて適切なアドバイスを行うなど、女性が安心して生活を送れるよう相談業務の充実を図った。</p> <p>市庁内で福祉相談担当者連絡会議を開催、庁内の関係機関との連携を深めた。</p> <p>平成21年度女性の相談件数 6,072件</p>

担当課評価基準

- 5…予定より大きな成果が出ている
 4…予定よりやや大きな成果が出ている
 3…予定した成果が出ている【基準=100%の達成率】
 2…予定した成果があまり出ていない
 1…予定した成果が出ていない

担当課評価 (b)	評価の内容と今後の課題 (b)	22年度計画 (c)	数値目標 (d)	担当課
3	<p>全体の相談件数の内、6割が女性の相談。</p> <p>虐待対応においては7割の被虐待者が女性。</p> <p>今後も相談を受けるだけにとどまらず、適切なアドバイス、支援が必要。相談者の権利擁護のためには、関係機関との連携が不可欠である。</p>	<p>市、包括支援センター、在宅介護支援センターを中心に高齢者の相談を受け付けているなかで、高齢の女性や高齢の家族をもつ女性の相談を積極的に受け、必要に応じて適切なアドバイスを行うなど、女性が安心して生活を送れるよう相談業務を行っていく。</p> <p>福祉相談担当者連絡会議を通じ、各相談担当者のスキルアップ、連携を深めていく。</p>	<p>女性からの相談件数 年間 6,000件</p>	高齢者支援課

府中市男女共同参画推進懇談会による第三者評価（項目評価及び総合評価）

項目評価基準	評価	項目評価基準
(a) 立てられた計画に基づき、着実に実行しているか	3	5…達成されている 【100%】
(b) 担当課の自己評価は適切に行えているか	3	4…ほぼ達成されている 【80~99%】
(c) 課題に即した改善策（次年度計画）が立てられているか	2	3…概ね達成されている 【60~79%】
(d) 適切な数値目標が提示されているか	2	2…達成半ばである 【40~59%】
		1…不十分である 【~39%】

総合評価	総合評価の判定理由	総合評価基準
C	<p>在宅介護支援センターを中心に受付けた高齢者の福祉総合相談、とくに、かなり多数の相談件数の内、6割が女性で虐待相談の7割が被虐待女性という深刻な相談に対応していることで、この評価にしました。</p>	<p>A…施策は非常に良好に進展している</p> <p>B…施策は良好に進展している</p> <p>C…現状維持</p> <p>D…施策がやや後退している</p> <p>E…施策が後退している</p>
改善策等の提言		
<p>相談件数には女性の相談件数のみが記載されていますが、全体の相談件数と、女性の相談件数を記載してください。虐待対応の被虐待者の7割が女性ということですが、これも実数で記載してください。</p> <p>事業の取組と実績には、相談の具体的内容と件数、女性の相談件数を記載することを要望します。</p> <p>消えた高齢者、孤独死、高齢者虐待等、高齢社会が厳しい現状の中、この事業は市民にとって非常に重要なものです。この福祉相談事業をとおして把握されている課題を分析して、高齢者のおかれている問題解決の施策を推進することを要望します。</p>		

Ⅲ 男女共同参画社会づくり

(1) 男女平等の意識改革

① 学校教育における男女平等の推進

事業項目	20年度の取組と実績 (a)	21年度の取組と実績 (a)
男女平等教育の推進 (088)	各校の教員からなる人権教育推進委員会を設置し、男女平等教育を含めた人権教育の視点から各教科等の指導内容・指導方法の工夫・改善を行った。	各校の教員からなる人権教育推進委員会を設置し、男女平等教育を含めた人権教育の視点から各教科等の指導内容・指導方法の工夫・改善を行うとともに、学校の教育活動全体を通じて男女平等を意識した指導を推進した。

府中市男女共同参画推進懇談会による第三者評価（項目評価及び総合評価）

項目評価基準	評価
(a) 立てられた計画に基づき、着実に実行しているか	3
(b) 担当課の自己評価は適切に行えているか	3
(c) 課題に即した改善策（次年度計画）が立てられているか	3
(d) 適切な数値目標が提示されているか	2

項目評価基準	
5…達成されている	【100%】
4…ほぼ達成されている	【80～99%】
3…概ね達成されている	【60～79%】
2…達成半ばである	【40～59%】
1…不十分である	【～39%】

担当課評価基準

5…予定より大きな成果が出ている	4…予定よりやや大きな成果が出ている
3…予定した成果が出ている【基準=100%の達成率】	1…予定した成果が出ていない
2…予定した成果があまり出ていない	

担当課評価 (b)	評価の内容と今後の課題 (b)	22年度計画 (c)	数値目標 (d)	担当課
3	学校の教育活動全体を通じて男女平等を意識した指導を行い、また、委員会を通じて小・中学校の連携を意識した人権教育の実践を展開した。	教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間をはじめ、学校の教育活動全体を通じて男女平等を意識した指導を推進するとともに教員に対して男女平等を含む人権教育の研修を実施した。	内容的に数値化は困難である。	指導室

総合評価	総合評価の判定理由
C	教員による「人権尊重教育推進委員会」の設置により、各校への点から面への広がりが期待されること、指導の中核となるのは男女平等教育の推進であることで、この評価にしました。
改善策等の提言	
男女平等教育は、学習指導要領や発達段階に基づき、学校教育全体を通して推進することが必要です。 また、前年度の提言にも触れていますが、「人権尊重教育推進委員会」の開催について、市立全小・中学校（33校）教員の男女構成比、研修内容とその回数、及び研修会の講師等についても、記載されることを要望します。	

総合評価基準
A…施策は非常に良好に進展している
B…施策は良好に進展している
C…現状維持
D…施策がやや後退している
E…施策が後退している

Ⅲ 男女共同参画社会づくり

(1) 男女平等の意識改革

② 地域・家庭における男女平等の推進

事業項目	20年度の取組と実績 (a)	21年度の取組と実績 (a)
学習・啓発講座の実施 (093)	従来の固定的な性別役割分業の見直しを図り、男女が互いを尊重する男女共同参画社会の実現に寄与し、その意識を啓発するための各種講座を開催した。 ・女性のための簡単大工講座 5回 72人 ・男性のための料理講座 1回 16人	固定的な性別役割分業意識を是正し、男女が共にワーク・ライフ・バランスを実現できる社会の形成のため、その意識の見直しを啓発できる各種講座を実施した。 ・女性のための簡単大工講座 5回 69人 ・男性のための料理講座 1回 12人

府中市男女共同参画推進懇談会による第三者評価（項目評価及び総合評価）

項目評価基準	評価	項目評価基準
(a) 立てられた計画に基づき、着実に実行しているか	3	5…達成されている 【100%】
(b) 担当課の自己評価は適切に行えているか	3	4…ほぼ達成されている 【80～99%】
(c) 課題に即した改善策（次年度計画）が立てられているか	2	3…概ね達成されている 【60～79%】
(d) 適切な数値目標が提示されているか	2	2…達成半ばである 【40～59%】
		1…不十分である 【～39%】

担当課評価基準

- 5…予定より大きな成果が出ている
4…予定よりやや大きな成果が出ている
3…予定した成果が出ている【基準=100%の達成率】
2…予定した成果があまり出していない
1…予定した成果が出していない

担当課評価 (b)	評価の内容と今後の課題 (b)	22年度計画 (c)	数値目標 (d)	担当課
4	いずれの講座も定員以上の応募があり、性別役割分業是正に対する取組と市民のニーズが合致した講座を実施できたと思われるため、評価を4とした。	啓発講座の内容を見直し、より意識を醸成できる講座を実施するとともに、男女が共に地域や家庭に参画できるように、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発にも努めたい。	女性のための大工講座…5回 男性のための料理講座…1回 ワーク・ライフ・バランス関連講座…1回	市民活動支援課

総合評価	総合評価の判定理由	総合評価基準
C	性別役割分業是正をテーマにしたいずれの講座も定員以上の応募者があったということですが、前年度に比べて参加者が減っているため、この評価にしました。	A…施策は非常に良好に進展している B…施策は良好に進展している C…現状維持 D…施策がやや後退している E…施策が後退している
改善策等の提言		
固定的な役割分業意識の是正を目的にした講座が、継続的に開催され、応募者も定員以上であったということで、市民ニーズに合致した講座の開催ができたことと理解します。女性のためには「大工講座」、男性には「料理講座」というテーマが継続されているので、講座のテーマを変える必要もあるのではないかと思います。22年度に計画されている「ワーク・ライフ・バランス関連講座」の開催に期待します。		

Ⅲ 男女共同参画社会づくり

(1) 男女平等の意識改革

② 地域・家庭における男女平等の推進

事業項目	20年度の取組と実績 (a)	21年度の取組と実績 (a)
雇用主・労働者双方への働きかけ (095)	男女雇用平等推進のために、広く職場における男女平等について、国や都と連携して、雇用主・労働者双方への意識啓発をポスター、チラシ、ガイドブック等により実施した。また、東京都の労働行政機関等と連携し、男女雇用平等、非正規雇用関連の点検を中心に、「男女雇用機会均等法・パートタイム労働法・有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準など」の労働者・労働組合・事業主・人事労務担当・関心のある一般都民を対象にセミナーを府中グリーンプラザで実施し、申込者 101 人中、60 人の参加があった。	男女雇用平等推進のために、広く職場における男女平等について、国や都と連携して、雇用主・労働者双方への意識啓発をポスター、チラシ、ガイドブック等により実施した。また、東京都の労働行政機関等と連携し、「雇用・雇止めのトラブル」をテーマに、労働者・労働組合・事業主・人事労務担当・関心のある一般都民を対象に労働セミナーを府中グリーンプラザで実施し、申込者 121 人中、79 人の参加があった。

府中市男女共同参画推進懇談会による第三者評価（項目評価及び総合評価）

項目評価基準	評価	項目評価基準
(a) 立てられた計画に基づき、着実に実行しているか	4	5…達成されている 【100%】
(b) 担当課の自己評価は適切に行えているか	4	4…ほぼ達成されている 【80～99%】
(c) 課題に即した改善策（次年度計画）が立てられているか	4	3…概ね達成されている 【60～79%】
(d) 適切な数値目標が提示されているか	4	2…達成半ばである 【40～59%】
		1…不十分である 【～39%】

担当課評価基準

- 5…予定より大きな成果が出ている
 4…予定よりやや大きな成果が出ている
 3…予定した成果が出ている【基準=100%の達成率】
 2…予定した成果があまり出ていない
 1…予定した成果が出ていない

担当課評価 (b)	評価の内容と今後の課題 (b)	22年度計画 (c)	数値目標 (d)	担当課
3	労働者だけでなく、雇用主の意識啓発も重要であるため、今後も積極的に働きかけをしていきたい。 アンケートからセミナーの評価は、「大変参考になった」が31%で、「参考になった」が40%であった。合すると71%の受講者から良い評価があった。一方、「少し参考になった」が13%、「参考にならなかった」が2%だった。	男女雇用平等推進のため、広く職場における男女平等について、国や都と連携して、雇用主・労働者双方への意識啓発をポスター、チラシ、ガイドブック等により継続して推進する。 また、東京都の労働行政機関等と連携し、労働者・一般都民向けセミナー等の実施を行う。	労働者向けのセミナーを関係機関と連携し実施する。 参加者の増に努める。	住宅勤労課

総合評価	総合評価の判定理由	総合評価基準
B	男女雇用平等推進のために、雇用主・労働者双方への意識啓発をポスター、チラシ、ガイドブック等により実施したこと、また東京都の労働行政機関と連携して労働セミナーを府中グリーンプラザで開催したことで、この評価にしました。	A…施策は非常に良好に進展している B…施策は良好に進展している C…現状維持 D…施策がやや後退している E…施策が後退している
改善策等の提言		
<p>地域・家庭における男女平等推進にあたっては、まず男女の固定的な性別役割分業意識の変革、ワーク・ライフ・バランスの推進が重要です。</p> <p>この事業に関して、21年度に開催した労働セミナーのテーマ「雇用・雇止めのトラブル」に、ワーク・ライフ・バランスに関する話が出たかどうかは疑問です。働き盛りの男性の長時間労働の解消、男性の育児休業の促進や女性の育児と仕事の両立等、ワーク・ライフ・バランスの推進を啓発するためのテーマを選んで、市内の企業・事業所の雇用者及び労働者、一般市民を対象にした講座や研修会を開催することを要望します。</p>		

【別表1】

府中市男女共同参画推進懇談会評価項目担当者一覧

番号	分類	項目番号	項目	担当課	担当委員
1	施策・広報等に関すること	001	審議会等委員の男女構成比をそれぞれ30%以上に促進	全庁・政策課	明石委員 中里委員
		002	すべての審議会等へ女性委員を登用するように促進	全庁・政策課	
		021	女性職員の参画意識の向上	全庁・職員課・市民活動支援課	
		018	地域安全リーダーの育成	地域安全対策課	
		019	男女双方の視点を取り入れた防災対策の推進	防災課	
2	労働・学習活動に関すること	004	市民の自主的学習活動の援助	市民活動支援課	清水委員 中嶋委員 四井委員
		010	コミュニティ活動等への参加促進	市民活動支援課	
		028-①	啓発活動の充実	住宅勤労課	
		028-②	啓発活動の充実	市民活動支援課	
		093	地域学習啓発講座の実施	市民活動支援課	
		095	雇用主・労働者双方への働きかけ	住宅勤労課	
3	教育に関すること	077	学校教育の中での知識の提供・啓発	指導室	
		088	男女平等教育の推進	指導室	
4	女性に関すること	058	暴力を防ぐための意識啓発	市民活動支援課	原委員 青野委員 井沢委員
		068-①	母子の健康増進	市民活動支援課	
		068-②	母子の健康増進	健康推進課	
		069	健康診査事業の充実	健康推進課	
		083-①	女性自身に関する相談の充実	広報課	
		083-②	女性自身に関する相談の充実	市民活動支援課	
		083-③	女性自身に関する相談の充実	子育て支援課	
		086	福祉総合相談	高齢者支援課	
5	子育て・子どもの相談に関すること	032	一時保育の拡充	子育て支援課	江田委員 藤田委員
		036	低年齢児保育の充実	保育課	
		085-①	子どもに関する相談の充実	健康推進課	
		085-②	子どもに関する相談の充実	子育て支援課	
		085-③	子どもに関する相談の充実	保育課	
		085-④	子どもに関する相談の充実	児童青少年課	
		085-⑤	子どもに関する相談の充実	指導室	

※ 正副会長は、分担せず総括的に関わる。

【別表2】

I あらゆる分野における男女共同参画

(1) 社会・地域における男女共同参画

① 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

平成22年3月31日現在

	審議会、協議会等の名称	種別	委員数	男性委員		女性委員	
				人数	割合(%)	人数	割合(%)
1	府中市オンブズパーソン	附属機関	2	1	50.0	1	50.0
2	府中市情報公開審査会	附属機関	5	3	60.0	2	40.0
3	府中市個人情報保護審査会	附属機関	5	3	60.0	2	40.0
4	府中市情報公開・個人情報保護審議会	附属機関	10	7	70.0	3	30.0
5	府中市国民健康保険運営協議会	附属機関	17	14	82.4	3	17.6
6	府中市男女共同参画推進懇談会	類似機関	12	5	41.7	7	58.3
7	府中市NPO・ボランティアとの協働推進懇談会	類似機関	8	6	75.0	2	25.0
8	国史跡武蔵府中熊野神社古墳保存活用検討委員会	類似機関	9	9	100.0	0	0.0
9	市史跡武蔵国衙跡調査・保存活用検討委員会	類似機関	7	7	100.0	0	0.0
10	府中市文化財保護審議会	附属機関	10	9	90.0	1	10.0
11	府中市生涯学習審議会	附属機関	15	8	53.3	7	46.7
12	府中市美術品収集選定委員会	附属機関	6	5	83.3	1	16.7
13	府中市美術館運営協議会	附属機関	12	8	66.7	4	33.3
14	府中市民生委員推薦会	附属機関	14	8	57.1	6	42.9
15	府中市福祉のまちづくり推進審議会	附属機関	15	10	66.7	5	33.3
16	府中市介護認定審査会	附属機関	50	30	60.0	20	40.0
17	府中市地域包括支援センター運営協議会	類似機関	15	11	73.3	4	26.7
18	府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進協議会	類似機関	14	8	57.1	6	42.9
19	府中市障害認定審査会	附属機関	13	8	61.5	5	38.5
20	府中市障害者計画推進協議会	類似機関	16	10	62.5	6	37.5
21	府中市障害者等地域自立支援協議会	類似機関	18	7	38.9	11	61.1
22	府中市保健センター運営協議会	類似機関	9	7	77.8	2	22.2
23	府中市母子保健連絡協議会	類似機関	13	9	69.2	4	30.8
24	府中市保険計画中間評価協議会	類似機関	8	5	62.5	3	37.5
25	府中市歯科医療連携推進事業運営協議会	類似機関	10	7	70.0	3	30.0
26	府中市歯周疾患改善指導連携会議	類似機関	8	7	87.5	1	12.5
27	府中市食育推進計画策定協議会	類似機関	13	7	53.8	6	46.2
28	府中市子ども家庭支援センター運営協議会	類似機関	15	6	40.0	9	60.0
29	府中市次世代育成支援行動計画推進協議会	類似機関	17	9	52.9	8	47.1
30	府中市要保護児童対策地域協議会	類似機関	26	19	73.1	7	26.9
31	府中市青少年問題協議会	附属機関	30	25	83.3	5	16.7
32	府中市放課後子どもプラン検討協議会	類似機関	14	11	78.6	3	21.4
33	府中市防災会議	附属機関	26	22	84.6	4	15.4
34	府中市国民保護協議会	附属機関	29	25	86.2	4	13.8
35	府中市環境審議会	附属機関	15	10	66.7	5	33.3
36	府中市交通安全対策審議会	附属機関	23	20	87.0	3	13.0
37	府中市緑の活動推進委員会	類似機関	28	19	67.9	9	32.1
38	府中市廃棄物減量等推進審議会	附属機関	14	10	71.4	4	28.6
39	府中市都市計画審議会	附属機関	17	16	94.1	1	5.9
40	府中市土地利用調整審査会	附属機関	5	4	80.0	1	20.0
41	府中市景観審議会	附属機関	10	7	70.0	3	30.0
42	府中市建築紛争調停委員会	附属機関	3	2	66.7	1	33.3
43	府中市建築審査会	附属機関	5	4	80.0	1	20.0
44	府中市立学校給食センター運営審議会	附属機関	17	9	52.9	8	47.1
45	府中市学校保健会	類似機関	20	13	65.0	7	35.0
46	学区域見直し検討協議会	類似機関	13	11	84.6	2	15.4
47	府中市特別支援教育就学指導協議会	類似機関	43	19	44.2	24	55.8
計			704	480	68.2	224	31.8

附属機関	25
類似機関	22
計	47

100% 68.2% 31.8%

府中市女性センターの事業計画及び運営のあり方について

その他男女共同参画のまちづくりに必要な事柄について

報告書

平成23年3月

府中市男女共同参画推進懇談会

(2) 府中市女性センターの事業計画及び運営のあり方について

府中市女性センターは、平成7年に、女性の地位向上と男女共同参画を推進する拠点として開設され、男女共同参画について学習する市民を支援し、交流の機会を提供する場として存在しています。開館16年目を迎える府中市女性センターの今後のあり方について、委員から提案された意見を報告いたします。

(1) 「女性センター」施設名称の変更及び認知度の向上

開館以来現在まで、府中市は、「女性センター」という名称で男女共同参画の拠点施設を運営しています。調べによると、東京都内に41施設ある同様の施設の名称は、30施設が名称に「男女共同参画」、「男女平等推進」等を使用しており、「女性センター」という名称で運営している施設は、わずか9箇所でした。この事実を踏まえ、府中市も男女共同参画・男女平等参画施策を推進する拠点施設として明確に位置づけるために、上記に触れた多くの自治体で使用されている名称に変更することを提案します。

また、名称変更に伴い積極的な広報を実施し、施設の認知度の向上にも努めていただきたいと要望します。

(2) 女性センターの講座等事業の運営について

ア 講座等事業の企画及び集客について

女性センターの講座等事業は、府中市男女共同参画計画に基づき実施されていますが、形骸化しており集客率も低いと感じます。ただし、男女共同参画を推進するために必要な情報に関する講座事業は、集客率に関係なく実施することが重要です。今後は、市民に対して、男女共同参画・男女平等参画に関してどのような講座を企画したらよいか検証・分析し、より魅力的なタイトルや講師による講座等の企画をされるとよいと考えます。また、市民がどのような講座を求めているのかについても、把握・研究することも必要です。

パソコン講座等の市民ニーズの高い講座は、今後は回数を増やすなど、積極的な見直しを要望します。

これらの講座等事業の広報活動については、なかなか周知できていない現実があるので、今後は広報誌に年間の事業計画を折り込む、別紙で特集号を配布するなどして市民に広く広報していくことが必要だと思います。

イ 情報誌「スクエア21」の有効な配布及び啓発について

女性センターの情報誌「スクエア21」は、現在府中市内外へ配布されておりますが、府中市民の目にほとんど触れられていないように感じます。確実に市民に情報を届ける方法として自治会の回覧を利用するなど、地域に密着した配布方法を検討し、より有効な啓発に努めることを要望します。

(3) 女性センターを貸館業務としないための方策について

女性センターは本来、男女共同参画の推進のための拠点施設であって、この設置目的に賛同している団体が登録団体になっていると聞きます。しかし、現在はそういった目的を正しく理解せず、単に趣味活動のために利用する団体が多くなっているようです。

女性センターを貸館業務としないために、また、文化センターとは異なる目的の施設であることを団体に認識させるために、女性センターの登録団体は、女性センター主催の講座、講演会等事業に年2回の出席を義務付け、出席が0回だった団体は次年度から登録を取り消すなどの措置を講ずるべきではないかと考えます。

(3) その他男女共同参画のまちづくりに必要な事柄について

第5期推進懇談会が市長からの諮問を受けて協議・検討して提言する報告は、府中市の男女共同参画を推進するために必要な事柄ですが、その他としては、前期の推進懇談会が提言した「男女共同参画条例」の制定等を今年度も提案させていただきます。

(1) 「男女共同参画条例」の制定について

平成11年に国は「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女共同参画社会の実現は、21世紀のわが国の最重要課題であるとしています。

府中市は、平成11年に「男女共同参画都市宣言」をして、男女共同参画宣言都市となっています。一昨年、平成21年は宣言から10周年ということで記念イベントが企画され、その啓発に努められました。

府中市はこの宣言の他、市長を本部長とする「男女共同参画推進本部」を設置し、「府中市男女共同参画計画～男女が共に参画するまち府中プラン」を策定し、「府中市男女共同参画推進懇談会」を設置して市民からの意見を受け入れ、男女共同参画のまちづくりの推進に努力していることは自明の事実です。

更なる男女共同参画宣言都市の推進・実現を確実にするために、一刻も早い「男女共同参画条例」の制定を要望します。「条例」を制定することで、男女共同参画を推進・実現する具体的な基本方針・法的規定を明示することとなり、市と市民等の責務、「推進懇談会」や「女性センター」等の位置づけについても規定され、男女共同参画のまちづくりを後退せずに推進することができます。

国の「基本法」の制定後、平成23年3月現在、千葉県を除く都道府県において「条例」が制定され、東京都では、22区市が「条例」を制定しています。(都市宣言は2区11市です。)

府中市が「条例」を制定することにより、市民にも男女共同参画のまちづくりに対する関心が高まり、停滞している他区市の「条例」制定にもアピールできるものと考えます。

(2) 女性センターの設置場所変更について

現在、女性センターは準特急も止まらない中河原駅前ビル4階にありますが、府中市の中心にある市役所と違い、多くの市民にとって利便性の悪い立地条件に設置されていると思われまます。

女性センターの認知度が低いことは、この設置場所に問題があると考えます。

多くの市民にとって利便性のよい場所に女性センターを設置することにより、女性センターの存在も認知され、府中市における男女共同参画推進に関する情報や講座事業等がより実効性を持って市民に周知されると思います。そこで、府中市の中心部である府中駅近くに設置場所を変更することもよいのではないかと考えます。

会議の経過

	開催日	内容
平成21年度 第1回	平成21年 5月22日	市長より、「(1) 府中市男女共同参画計画の推進について」、「(2) 府中市女性センターの事業計画及び運営のあり方について」及び「(3) その他男女共同参画のまちづくりに必要な事柄について」の検討を依頼
平成21年度 第2回	平成21年 7月23日	府中市市民企画講座の採点及び委嘱された「(1) イ」について検討
平成21年度 第3回	平成21年 9月17日	委嘱された「(1) イ」について検討
平成21年度 第4回	平成21年11月26日	委嘱された「(1) ア及びイ」について検討
平成21年度 第5回	平成22年 1月29日	委嘱された「(1) イ」について検討
平成21年度 第6回	平成22年 3月17日	委嘱された「(1) ア及びイ」について検討
平成22年度 第1回	平成22年 5月26日	委嘱された「(1) ア」についての検討
平成22年度 第2回	平成22年 7月14日	委嘱された「(1) ア」についての検討
起草委員会 第1回	平成22年 7月29日	委嘱された「(1) ア」についての報告書の原案作成
起草委員会 第2回	平成22年 8月18日	委嘱された「(1) ア」についての報告書の原案作成
平成22年度 第3回	平成22年 9月13日	府中市市民企画講座の採点及び委嘱された「(1) イ」について検討
起草委員会 第3回	平成22年10月22日	委嘱された「(1) ア」についての報告書の原案作成
平成22年度 第4回	平成22年11月22日	「DV被害者支援のための取組について」のまとめ 「府中市男女共同参画計画推進状況評価報告書に関する第三者評価」原案作成
平成22年度 第5回	平成23年 1月21日	「DV被害者支援のための取組について」のまとめ 「府中市男女共同参画計画推進状況評価報告書に関する第三者評価」原案作成
平成22年度 第6回	平成23年 2月17日	「府中市男女共同参画計画推進状況評価報告書に関する第三者評価」のまとめ 委嘱された(2)及び(3)について検討

委員名簿

	氏名	選出区分
会長	小西 厚子	学識経験者
副会長	諸橋 泰樹	〃
委員	清水 有三 (※平成20年度は 後藤賢一氏が就任)	〃
委員	原 綾子 (※平成20年度は 日高津多子氏が就任)	〃
委員	中里 豊治	市内関係団体代表
委員	四井 秀成	〃
委員	江田 廣子	〃
委員	藤田 恵美	〃
委員	青野 まり	公募市民
委員	明石 光子	〃
委員	井沢 サト子	〃
委員	中嶋 正樹	〃

